

江戸の町内と山王神田両祭礼

高
牧

實

A Study of the Small Town Block Communities and the Festivals of the Sanno and Kanda Shrines in Edo City

There were many small town block communities—*chōnai*—in Edo city in the early modern ages. The members of the community were the owners of lands and houses in the small town block, and agents of the owners not living there. They met to confer and decide the matters of their community under limited self-government. They worked as an agent of their community—*gachigyōji*—for a month in turns. The agent worked also as an official of the small town block as ordered by the city magistrates.

In the small town block, many towns people lived in the houses for rent faced the street, and in the small houses for rent in the rear of the houses. They were not admitted as the members of the community. The fire men, the keepers of the gate and the bridge were employed by the community, and also lived there.

The towns people living in over half the small town blocks in Edo city celebrated at the Sanno shrine, and the towns people living in the other small town blocks celebrated at the Kanda shrine. The members of the small town block communities joined the procession of the festival with the pageant, the dancing team of girls, the musicians, and the girls mimicking team. They organized many young men living in their small town block to join as guardsmen. They also organized the fire men, the towns people living in the small rental houses to join the procession. They employed the dancing team, the musicians, the mimics, and the fire men who belonged to the other small town block communities. They paid much money to cover the cost of the procession, and assigned the rest to the non-members of the community living in the small town block. They did not exclude the non-members from the festival. Those processions of the festivals were very rare in feudal Japan.

はじめに

江戸の町（町内）については、早くは一九二二年、後藤新平氏「江戸の自治制」のなかで採り上げられているが、その後、一九七九年に至って、吉田伸之氏の「江戸南伝馬町二丁目他三町の町制機構と住民」が出されて以来、松本四郎氏「江戸の町方組織」、乾宏巳氏「江戸の町共同体―町礼をめぐる―」、伊藤好一氏「江戸町入用の構成」、加藤貴氏「江戸の町法」、久留島浩氏「祭礼の空間構造」、岩渕令治氏「近世中・後期江戸の『家守の町中』の実像」など⁽¹⁾によって、いくつかの重要な問題が究明されてきている。

これらの諸研究をふまえながら、なお、江戸の町人町の社会、町（町内、町共同体）がどのような在り様、特質を有するものであったのか、という点について検討してみる必要があると考える。

そこで、まず、伊勢町の町内について検討することとする。ついで、山王神田両祭礼に対する氏子町の町内のかかわり方を検討する。こうした観点から問題の一端を解明してみたいのである。

一 伊勢町にみる江戸の町内

江戸の町内（町）について、伊勢町を事例として検討してみよう。伊勢町に関して、「伊勢町元享間記」⁽²⁾という、

元禄十四年（一七〇二）八月から享保十年（一七二五）十一月に至る町内の記録がみられるからである。

伊勢町は、元禄三年（一六九〇）刊行の「増補江戸惣鹿子名所大全」によれば、毎日米相場の立つ、米屋の町として記されている。下って天保四年（一八三三）刊行の「江戸名所図会」収録の同町の米河岸・塩河岸の挿絵によつて、その様相が知られる。享保七年の井数改に、米河岸通りと塩河岸通りに分けて町屋が記されており、また、同四年に家持が連判して提出した願書に、裏店数無く、半分蔵地であると記されているので、この当ても、「江戸名所図会」の挿絵にみられるような様相であつたと推察できよう。

町内の町人については、後述の町内の仏神事祭祀についての検討からすれば、正徳元年（一七一二）当時、家持、表店、裏店、享保九年当時、家持、表店、横店、裏店があり、正徳二年当時、家持三〇人、表店九〇軒あつたことが知られる。家持の数は、前記の享保七年井数改にみえる塩河岸通り一五人、米河岸通り一四人、計二九人とはほぼ同じである（表一）。また、後述の町内大寄合の記録にある家持三〇人、あるいは三〇人余とも見合う数である。表店の数は、同じ頃の近くの大伝馬町の事例のように、数多い米屋が店間仕切りをして営業していたことを示すものである。なお、幕末、嘉永年間の「江戸之下町復元図」⁽⁵⁾にみえる伊勢町の町屋敷地割数は、塩河岸・米河岸の三〇である。この伊勢町では、表二のように町内寄合を行なつていた。加藤貴氏が「江戸の町法」⁽⁶⁾のなかで触れておられるが、少し詳しく検討してみよう。毎年四月、享保四年の記事にみえるような町内大寄合を催している。宝永七年（一七二〇）から正徳三年までは四月九日、翌四年から享保八年までは四月十一日、その翌年から四月十七日を定日としていた。こうした恒例の寄合のほか、宝永二年正月、同三年二月、三月、同七年八月、享保六年十一月にも寄合を持つていた。享保六年十一月には町内家持衆中寄合と録している。

四月の恒例の寄合を浅草の藤屋五郎兵衛方で持つこととしており、ほかの寄合を、宝永二年正月には錠屋忠兵衛方、

表1 享保7年 伊勢町の「井数改」にみえる町人

塩河岸通	吹田屋利兵衛	内榭	2	
	安田屋儀兵衛	外榭	1	
	川口忠兵衛	内外	2	
	藤田徳右衛門	内外	1	
	永楽屋又右衛門	内井	1	
	白子屋九右衛門	〃	1	
	伊勢屋仁兵衛	〃	2	
	山田屋弥兵衛	〃	1	
	駿河屋三郎兵衛	〃	1	
	溜屋四郎兵衛	〃	1	
	鈴木喜兵衛	〃	1	
	宇野仁兵衛	〃	2	
	永楽屋兵吉	〃	1	
	萬屋新七	〃	1	
	長島五郎左衛門	〃	1	
	町内用心井		4	町内清榭 1、下水また木榭 2、戸樋留榭 1
米河岸通	柴田宇兵衛	内井	2	
	半田屋九兵衛	〃	1	
	内田六右衛門	〃	1	
	石渡八右衛門	内外	2	
	石渡平三郎	表井	1	
	岩井武右衛門	内外	3	
	桜井忠右衛門	内井	2	
	木村三郎左衛門	外井	1	
	中川喜右衛門	内井	1	
	長谷川弥右衛門	〃	1	
	松本平右衛門	〃	1	
	多田文左衛門	〃	1	
	稻垣新右衛門	〃	1	
	林久兵衛	〃	4	
町内用心井		6	町内清榭 4	

表2 江戸伊勢町の寄合

真 延 権

宝永2. 1. 24	町中寄合 於 藪屋忠兵衛方 はらみ大	諸事町中世話の儀ははらみ大、往来、会所、何も藏の間、裏家共、如何様の儀御座候共、入用の儀は町内より出し申候寄相極め申候、若出生等有、之候節は、其家主阿隣三人にて兼責人に付申寄に、自今以後相極め申候。此儀具に忠兵衛承り、此帳面にうつし置候
3. 2. 12	寄 合 自身番辻番仕立の件 月行事 仁兵衛、佐兵衛 町中相触、御相談の上、入札を取、則、落札金八兩一歩十四匁五分にて、柴田宇兵衛落申候、殊の外念入候故、寄合の上、金子一兩増金、町内より出申候	町中寄合 木戸仕立の件 月行事 忠兵衛、文右衛門 右の通の注文にて、町中寄合の上相廻り、入札を取仕立申候、則落札金七兩と十一匁五分、柴田宇兵衛へ落申候に付、則申渡候、出来以後、代金私申候
3. 3.	町内寄合 於 浅草藤屋	町内寄合 於 藤屋 月行事 新七、平十郎
3. 4. 12	町 寄 合 於 竹屋八右衛門方	町内寄合 於 藤屋 月行事 新七、平十郎 名主交善の件 名主彦市役儀召上 大伝馬町名主勘解由支配に被仰付
7. 4. 9	町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方	諸事相談仕、前名主方へ書物等請取品々書立申渡し則請取、人別帳家守手形の儀は、銘々判形外の儀に取置相渡申候、藏絵図、藏庇書上の写、町内預り分にいたし封印仕、帳箱に入置
8. 19	町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方	毎々より評議致し候通り、何共町内家持数減じ候に付、自身番小役等多く掛り、めいわく存候に付、何も相談の上、向後如何様の儀御座候とも、家持数減じ間敷儀急度申合せ候
正徳元. 4. 9	町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方	町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方 寄合行事 仁兵衛、四郎兵衛 町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方 月行事 八右衛門、弥市 寄 合 於 藤屋五郎兵衛方 月行事 新七、平重郎 町内何方にても髮結床、小間物見世に不、限、其外新規の願人有、之候共、相叶申間敷旨、町中寄合の上にて相廻り申候
2. 4. 9	町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方	町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方 行司 石渡八右衛門、長崎六兵衛 例年四月十一日、於三浅草藤屋一、町内寄合の上、評議有、之候事、町内家屋敷売買の節、或は、家買有、之を御求被成候店中、毎度限りて家名代減少有、之候、末々難災の節に相見え申候に付、此度別て寄合の節、此儀相極め、以来、家持数減少無、之様に、急度相守可申候
3. 4. 9	町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方	山王御祭礼当年年番に付、祭行事相定申候、町中寄合の上願有、之節、米川岸長谷河弥右衛門殿より差口中川藤右衛門殿、桜井忠右衛門殿まで、此三人当年年番行司、重て山王御祭礼の節は、岩井屋七左衛門殿、小林文右衛門殿兩人にて御勤、上
4. 4. 11	寄 合 於 藤屋五郎兵衛方	
享保元. 4. 11	町内寄合 於 藤屋五郎兵衛方	

下屬也

享保2. 4. 11	寄合	於 藤屋五郎兵衛方	月行事	九兵衛、宇兵衛
3. 4. 11	寄合	於 藤屋五郎兵衛方	月行事	岩井屋七左衛門、桜井忠右衛門
4. 4. 11	寄合	於 藤屋五郎兵衛方	月行事	忠右衛門、七左衛門
5. 5. 26	寄合	於 藤屋五郎兵衛方	月行事	九兵衛、宇兵衛
6. 4. 20	町内寄合	於 藤屋五郎兵衛方	月行事	稻垣新右衛門、林久兵衛
7. 4. 13	町内寄合	於 浅草藤屋五郎兵衛方	月行事	新左衛門、久兵衛
8. 4. 11	町内寄合	於 浅草藤屋五郎兵衛方	月行事	新左衛門、久兵衛
9. 4. 26	町内寄合	於 浅草藤屋五郎兵衛方	月行事	弥兵衛、仁兵衛
10. 4. 17	町内寄合	於 浅草藤屋五郎兵衛方	月行事	弥兵衛、仁兵衛

名主殿へ申達、右の訳委細に御相談有、之候
 地主代り・家督譲り祝儀、町内大寄合の節出候出銀、今年より先規の例を以て、新銀四十匁づつ相談相究め候
 家守代り・同譲り共に祝儀、町内大寄合の節出候出銀、今年より先規の例を以て、新銀七匁五分に相談相究め申候
 浅草寺観音堂修置に付、十万人講、町内にて百人計取立可、申相談相究め申候、但し、三箇年の間、一日一人前一錢づつの
 積りに御座候

前々より四月十一日の所に、当年三月廿七日類縁故如、斯候
 集の儀は間敷割と一所に集め申候故、有不足相見不、申候、右寄合の節相談の儀別て無、之、乍、去五人組組替の相談有、之候
 へ共、相延申候、其外浅草観音十万人講の掛渡の儀、三年の内無二違背一、店衆共に掛り候様に申可、渡段相究候、其外何事
 も類縁故相延申候

御触書の題、町代相止可、申旨被三仰付、候に付、町代は相止申候、然る如に、追て物書の儀、勝手次第に相抱可、申旨、
 依、之家持衆相寄合、一列の上、忠助物書役相相抱申候、如此、御寄合の上にて相延申候に付、如、斯書印置申候

先規より、町寄合四月十一日に御座候処、十一月は近年裏西辺に成、為、成、依、之差支申候に付、今日御相談の上、来年よ
 り、四月は十七日に定日相定申候

町内海道地行懲罰成候に付、一同に地行直し可、申事
 名主殿御治成、成候に付、為三留主御見舞、町内一同に被、遣候

御触書の題、町代相止可、申旨被三仰付、候に付、町代は相止申候、然る如に、追て物書の儀、勝手次第に相抱可、申旨、
 依、之家持衆相寄合、一列の上、忠助物書役相相抱申候、如此、御寄合の上にて相延申候に付、如、斯書印置申候

先規より、町寄合四月十一日に御座候処、十一月は近年裏西辺に成、為、成、依、之差支申候に付、今日御相談の上、来年よ
 り、四月は十七日に定日相定申候

町内海道地行懲罰成候に付、一同に地行直し可、申事
 名主殿御治成、成候に付、為三留主御見舞、町内一同に被、遣候

御触書の題、町代相止可、申旨被三仰付、候に付、町代は相止申候、然る如に、追て物書の儀、勝手次第に相抱可、申旨、
 依、之家持衆相寄合、一列の上、忠助物書役相相抱申候、如此、御寄合の上にて相延申候に付、如、斯書印置申候

先規より、町寄合四月十一日に御座候処、十一月は近年裏西辺に成、為、成、依、之差支申候に付、今日御相談の上、来年よ
 り、四月は十七日に定日相定申候

町内海道地行懲罰成候に付、一同に地行直し可、申事
 名主殿御治成、成候に付、為三留主御見舞、町内一同に被、遣候

御触書の題、町代相止可、申旨被三仰付、候に付、町代は相止申候、然る如に、追て物書の儀、勝手次第に相抱可、申旨、
 依、之家持衆相寄合、一列の上、忠助物書役相相抱申候、如此、御寄合の上にて相延申候に付、如、斯書印置申候

先規より、町寄合四月十一日に御座候処、十一月は近年裏西辺に成、為、成、依、之差支申候に付、今日御相談の上、来年よ
 り、四月は十七日に定日相定申候

町内海道地行懲罰成候に付、一同に地行直し可、申事
 名主殿御治成、成候に付、為三留主御見舞、町内一同に被、遣候

同七年八月には深川八幡宮前の竹屋八右衛門方で行なつた。藤屋、竹屋はともに水茶屋であり、錠屋も同じであらう。

町内寄合を運営していたのは月行事である。月行事は、寄合の申合せ、定書などを記録し、町内の諸帳簿・諸証文を帳箱に入れて保管していた。宝永二年正月の寄合の申合せを、「此帳面にうつけ置候」と記録している。「伊勢町元享間記」は、こうした月行事の記録である。月行事は、宝永七年八月、前名主彦市の手許にある伊勢町に関する諸帳簿などを彦市から受け取つて、新名主の馬込勘解由に渡し、町内預り分については「封印仕、帳箱に入置」いた。正徳二年正月の記事に「自身番所帳箱」、同六年四月の記事には「自身番証文箱」とみえる。当時、月行事は、帳箱、証文箱を自身番所に保管していた。因みに他町の事例をあげれば、享保十九年七月、本所番場町三郎兵衛店藤兵衛方の浪人松田郡司が、浅草黒船町の番屋の文庫から、酒狂人取締りのため番人が出払つていた間に、同町の人別帳二冊を盗み出したことが知られる。また、時代は下るが、麴町十二丁目の安政六年（一八五九）の錢樹や文久三年（一八六三）の御触帳に、「麴町拾貳丁目 自身番屋」と記されている。

月行事のうち知りうる名前を表3に示してみた。前記の享保七年の井数改にみえる名前と、享保年間の月行事の名前とを突き合わせてみると、塩河岸通りの安田屋儀兵衛・川口忠兵衛・吹田屋利兵衛（享保八年四月）、伊勢屋仁兵衛・山田屋弥兵衛（同四年七月）、宇野仁兵衛・永楽屋兵吉（同五年七月）、永楽屋兵吉・萬屋新七（同七年八月）、米河岸通りの柴田宇兵衛・半田屋九兵衛（同元年九月、二年四月）、石渡八右衛門・石渡平三郎（同三年閏十月）、中川喜右衛門・長谷川弥右衛門（同六年十一月）、稲垣新右衛門・林久兵衛（同六年四月）というように、隣家との組み合わせがみられる。ほかに、塩河岸通りの山田屋弥兵衛・宇野仁兵衛（同九年四月）、米河岸通りの木村三郎左衛門・多田文左衛門（同四年三月）という事例もある。この二つの例は、いずれも兩人の間に三軒をはさんでいるに過ぎない。塩河岸通りの者と米河岸通りの者として月行事となっている事例は知られない。隣家、あるいは、近隣の者との組み合わせで月行事

表3 伊勢町月行事

元禄15. 6	八右衛門 徳右衛門	三郎左衛門 亦右衛門	享保元. 4	石渡八右衛門 菅島 藤右衛門	長崎六兵衛 菅島 忠右衛門	菅島 七左衛門
16. 1	市右衛門	久右衛門	元. 9	九兵衛	宇兵衛	
宝永元. 9	市右衛門	又兵衛	2. 4	仁兵衛	九右衛門	
2. 閏4	市右衛門	佐兵衛	2. 7	岩井屋七左衛門	椋井忠右衛門	
2. 9	仁兵衛	文右衛門	3. 4	藤田保右衛門	川口忠兵衛	
3. 2	忠兵衛	又右衛門	3. 8	平三郎	八右衛門	
3. 3	七左衛門	五郎左衛門	3. 閏10	又左衛門	三郎左衛門	
5. 6	八右衛門	六右衛門	4. 3	山田屋弥兵衛	伊勢屋仁兵衛	
5. 8	又兵衛	新七	4. 7	七左衛門	六右衛門	
7. 2	平十郎	又右衛門	5. 5	九兵衛	宇兵衛	
7. 4	七左衛門	小林又右衛門	5. 5	兵吉	仁兵衛	
7. 8	岩井七左衛門	四郎兵衛	5. 7	稲垣新右衛門	林久兵衛	
正徳2. 1	仁兵衛	弥右衛門	6. 4	長谷川弥右衛門	中川喜右衛門	
2. 4	太郎兵衛	六右衛門	6. 11	新七		
2. 6	字兵衛	長崎六兵衛	7. 2	新左衛門	久兵衛	
2. 8	石渡八右衛門	又左衛門	7. 4	半右衛門	平三郎	
2. 9	九右衛門	弥市	7. 5	八右衛門	平三郎	
2. 11	八右衛門(新七)	又右衛門	7. 7	新七	兵吉	
3. 4	七左衛門	平重郎(平十郎)	7. 7	八右衛門	儀兵衛	
4. 1	新七	弥市	7. 8	忠兵衛		利兵衛
4. 4	八右衛門	与右衛門	8. 4	八右衛門		
4. 10	忠兵衛	溜屋四郎兵衛	8. 7	八右衛門	仁兵衛	
4. 11	宇野仁兵衛	平十郎	8. 8	弥兵衛	三郎右衛門	
5. 5	仁兵衛	藤右衛門	9. 4	文左衛門	仁兵衛	
5. 11	弥右衛門		9. 5	弥兵衛		
享保元. 閏2			10. 4			

下呂 忠右衛門
下呂 兵衛

礼 松田 孝 山内 山江

を勤めていた、と考えられる。

では、町内の寄合に出席したのは、どのような人々であったのであろうか。享保六年十一月の寄合は家持衆中の寄合であった。家持衆中は、それまで町代であった忠助を物書役と改めて抱え、その給金を一カ年大金五両と定めている。少し遡って宝永七年八月、伊勢町を管轄する名主替りに際して、新名主の馬込勘解由へ御樽肴代銀子五枚の「町中より祝儀」を出したのは、家持三二人である。この事について深川八幡宮前の竹屋に寄合つて相談したのも家持衆であった。この折の月行事は、水茶屋の竹屋へ「上下六十四人料理代」「茶屋花代」、酒代、茶代、人足賃、紙代、計銀二三匁六分五厘を家持三〇人割、一人前銀七匁四分六厘ずつ、「家持中より集」めている。

毎年四月恒例の町内大寄合においても、寄合の諸経費を負担しているのは家持衆である。前記竹屋での「上下六十四人料理代」の上下というのは、こうした恒例の寄合の記事に、上膳・下膳、上膳・供、上揃・下揃、本膳・前膳、本膳上・下膳、本膳・下膳とみえるもので、上三四人分、下三七人分、上一人前銀六匁、下一人前一匁五分が通例である。享保三年四月の寄合に、「臨時の客人多有之」とあるのは例外的で、上三四人、下三七人の数に変わりはない。名主への進上の三重箱の料理代、寄合の料理代、茶屋花代、二重割子代、のち引菓子箱代、酒・茶・たばこ・ろうそく・紙代、人足賃（日雇・二人分）などの諸経費を家持衆が平等に同額ずつ負担している。その諸経費の内へ、町内の地主替・家督讓・代替・名讓・家守替の祝儀分を入れて、その分だけ負担を軽くしている。

家持衆の数は、宝永三年、四年に三三人、正徳元年二九人、享保元年一八年三〇人と寄合の記事にみえる。寄合の折の本膳・下膳は、家持衆の数に近い。その数を上回る分は、客人に出す膳であったり、寄合の折に使われる者への下膳であろうか。

ところで、町内の大寄合の折、祝儀出銀者として記録にみえるのは表4の通りである。宝永三年、新規家持衆六人

表4 町内大寄合 祝儀出銀者

宝永3.	4	寄合	新規家持衆	武藤平右衛門、窪谷庄兵衛、稻葉又右衛門、長谷川四五兵衛、矢野四郎兵衛、冬木小平治
			跡目譲り衆	岩瀨三四郎、駿河屋三郎兵衛、奥田作兵衛、三谷三九郎、正木久右衛門、萬屋新七、窪谷平十郎、中村清兵衛、鎌倉屋与右衛門、川口忠兵衛
	7.	4	跡譲り	中村長右衛門
			地主替り	川口忠兵衛
正徳元.	4	家代替り		川中藤右衛門、長島六兵衛、永楽屋又左衛門
			地主替り	溜屋四郎兵衛、高島清兵衛
			家譲り	川口忠兵衛
	2.	4	家代替り	遠藤次右衛門、吹田屋伊兵衛
			地主替り	鎌倉屋与右衛門
			家譲り	高島屋清兵衛
	3.	4	家代替り	長谷川弥右衛門
	4.	4	家代替り	松本平右衛門
			名譲り	藤田徳右衛門
	5.	4		成井治郎助、林久兵衛、木村三郎左衛門、内田六右衛門
享保元.	4	家代替り		半田屋九兵衛、稻垣新右衛門、石渡八右衛門
			家督	稻葉又左衛門
			地主替り	溜屋四郎兵衛
	2.	4	家代替り	鈴木重兵衛
			家督	伊勢屋仁兵衛
	3.	4	家代替り	長島屋五郎左衛門、中川加右衛門
			家督譲り	三谷善治郎、橋本次左衛門
			地主代り	津国屋市十郎
	4.	4	家督	川口忠兵衛、藤田鶴右衛門、永楽屋又左衛門
			地主代り	永楽屋兵吉、富永健意老
			家守代り	永楽屋兵吉、石渡平三郎
	5.	5	家代替り	木村三郎左衛門
			地主替り	内田六右衛門
	6.	4	家代	安田儀兵衛
			家督	柴田宇兵衛
			地主替り	河口忠兵衛
	7.	4	家督	三井治郎右衛門、上田萬蔵、川口忠兵衛、長谷川市左衛門、伊勢屋仁兵衛
			地主替り	丸屋庄兵衛、山田屋弥兵衛
			家守替り	鈴木喜兵衛、岩井屋武兵衛
	8.	4		片山茂右衛門、柴田基右衛門、鎌田伝右衛門、永楽屋兵吉
	9.	4	地主代り	藤田屋徳右衛門
			家督	溜屋四郎兵衛
			家守代り	徳田屋長左衛門、富田清右衛門、中川伊右衛門
	10.	4	家代譲り	喜多村佐兵衛
			名代譲り	島田貞圓

のなかに長谷川四五兵衛、享保七年、家督祝儀を出した五人のなかに長谷川市左衛門がおり、三井治郎右衛門の名前もみえる。享保七年の井数改には、長谷川市左衛門、三井治郎右衛門の名前は記されていない。一方、井数改の折の名前には、同年の家守替り祝儀を出した鈴木喜兵衛の名前がある。少し遡って同四年の地主代り祝儀と家守代り祝儀を出した永楽屋兵吉、同じく家守代り祝儀を出した石渡平三郎の名前もみえる。とすれば、井数改には、家持と家守の名前が記されていることになる。長谷川市左衛門、三井治郎右衛門の名前は、月行事としても表3にはみえない。石渡平三郎は、享保三年閏十月の月行事である。同年四月の町内大寄合以後に家守代りをして、早速閏十月に月行事を勤めたものと考えられる。家守代り祝儀は翌年四月の大寄合の折に諸経費に繰り入れられたのである。地主替り祝儀と家守代り祝儀を出した永楽屋兵吉は、地主であり、また、家守でもあつて、享保五年七月、同七年八月、月行事を勤めている。家守の平三郎は、その後、同七年七月に月行事を勤めている。

この平三郎は、鈴木三右衛門の家守であつた。享保八年二月、伊勢町家持衆中に宛てて、前年書上の町内有間数に対する御公儀役人足割合、町内諸人用割付と同様、有間数に対する御公儀被下物、町内分一金割渡についての一札を提出している。従来の八間役から有間数の六間役に変更となつたためである。因みに、御公儀被下物というのは、御本丸御能町中拝見後下される御銭の類である。正徳三年四月、その御銭三三貫文の内、一貫文を名主、一貫文を月行事、残る三〇貫文を一貫文ずつ町内三〇人に割り渡している。月行事分一貫文は町代忠助へ渡した。この町内割渡の仕法を、同五年五月の御能拝見の折にも適用している。なお、同三年四月の御能の折には、御能御賄方御用人足の割当を受け、請負人に人足賃銭を出した。月行事を勤めている多田文左衛門も、鈴木三右衛門の道浄橋角の家屋敷の家守であつたことを、岩渕令治氏が明らかにしておられる。⁽⁹⁾

周知の通り、三井治郎右衛門は、駿河町で三井の両替店を営業し、長谷川市左衛門は、大伝馬町一丁目木綿問屋⁽¹⁰⁾

を営業して⁽¹⁾いた。ともに、両町に近い伊勢町の地主・家持となっていたのである。それぞれの家守については未詳であるが、家守は平三郎同様、月行事を勤めた⁽¹²⁾と考えられよう。

とすれば、先にみた寄合の家持衆の数のなかに、こうした家守も含まれていた、つまり、寄合には、町内在住の地主・家持と、町外在住の地主・家持の町内在住の家守とが出席していた、といえるのである。

つぎに、そうした大寄合において、どのような事を相談し評議していたのかを採り上げてみよう。正徳元年、家持数を減らさないこと、同四年、町内に新規の髪結床・小間物見世を開かせないこと、享保元年、家持数を減らさせないこと、山王祭礼の年番行事を圃で決定すること、同三年、道浄橋大修復、同所木戸・上町木戸・中ノ橋木戸の修復をすること、米河岸の水上演請願を出すこと、同四年、町内大寄合の折に出銀する地主替り・家督譲りの祝儀を、先規に従って新銀四〇匁、家守替り・家守譲り祝儀を同様新銀七匁五分とすること、浅草寺十万人講を一〇〇人ばかり取り立てて、三カ年間一日一錢ずつ出すこと、同八年、町内の海道を直すこと、名主の湯治に見舞を出すこと、などを相談して申し合わせ決定している。

享保五年には、「寄合之節、相談之儀別て無し之」ということであつたが大寄合を開いている。「伊勢町元享間記」にみえる大寄合一七回のうち、月行事が、その寄合で相談・申し合わせ・決定されたことを記録しているのは、その半数である。伊勢町では、相談すべきことの有無にかかわらず、毎年四月には恒例の町内大寄合を開いていたのである。

この恒例の大寄合のほかには、宝永二年正月の「はらみ犬」、同三年二月の自身番・辻番仕立入札、翌三月の木戸仕立入札、同七年八月の名主替り、享保六年十一月の町代廃止、物書抱、というように、月行事は、相談すべき問題が生じた折には、寄合を開き評議している。こうした寄合については、「伊勢町元享間記」にわずか四回しか記録し

ていない。名主替りの問題の折には、月行事は、茶屋の竹屋で寄合を開いたことを録しているが、そのほかの折には、その寄合の場所を記していない。月行事は、事の処理にあたって、前例に従うことが多かった、と思われる。

では、月行事が町内のどのような事項を処理しているのか、「伊勢町元享間記」に記録されている事項を拾い上げてみよう。

元禄十六年十一月焼失した中ノ橋（長二間・幅二間）の掛直しについて、翌宝永元年四月、組合二二カ町の「月行事持衆相談」し、入札を取り、普請の注文を行ない、普請入用金の割付を定めている。その二二カ町は、瀬戸物町、駿河町、両替町、北鞆町、品川町、同裏河岸、安針町、小田原町一丁目・二丁目、室町一丁目・二丁目、伊勢町で、四三年以前、寛文二年（一六六二）新規橋掛の折、町奉行所の命によつて普請入用金を負担している。ただし、伊勢町と瀬戸物町は、それぞれ橋一カ所ずつ掛けることになっているので、普請入用金を小間一間の半役を出すよう命ぜられており、この時も同様の負担であった。伊勢町は、総額金一六四両・銀六匁のうち、間数一九一間分半役、金一五両一分・銀一四匁五分九厘七毛を負担した。その後、宝永七年十二月に橋がまたも焼失、正徳四年十月、一二カ町月行事が掛直し入札・注文を行ない、伊勢町は、金一四九両三分・銀二匁六分六厘八毛のうち、金一四両・銀八匁九分九厘を負担している。月行事は、こゝした入用金を町内の家持に割付し集金した筈であるが、それをこの記録には記していない。

伊勢町一カ町で掛る橋は、道浄橋（長四間、幅三間、伊勢町から大横丁へ渡る）である。元禄九年八月に掛直ししている。「仕様注文外に有り」というように、別の記録を作成して保管していた。

中ノ橋の伊勢町側の南際に、中ノ橋を掛けた寛文二年以来、伊勢町三郎右衛門店金兵衛が、道浄橋南際には、寛文八年以来、伊勢町武左衛門店久兵衛が、それぞれ髪結床を建て橋番を勤めていた。正徳六年当時、金兵衛、久兵衛と

替った小田原町一丁目次郎右衛門店清左衛門が、橋番・掃除を行なっている。

前記のように、享保三年四月の町内大奇合で、道浄橋大修復、道浄橋木戸・中ノ橋木戸・上町木戸修復を相談し決定したが、翌々五年三月の火災で、自身番所番屋木戸、道浄橋の火の見櫓、上町番屋木戸、裏河岸番屋木戸、米河岸・塩河岸・裏河岸の蔵二一が焼けた。道浄橋、中ノ橋、中ノ橋番屋木戸は罹災しないで残った。月行事は、五月、道浄橋際の木戸（扉・柱・くぐり戸・臼・矢来の材木、大工、飯料、日用、車力、釘、糸一式）の入札、上町木戸（柱・扉・くぐり戸・矢来など）の入札・注文を行なっている。

自身番所・辻番についても、例えば、宝永三年二月、三月にそれぞれの月行事が落札金八両一分、銀一四匁五分、同金七両、銀一一匁五分で、いずれも米河岸通りの柴田宇兵衛落札で注文している。

道浄橋際の河岸の火の見櫓は、元禄四年に初めて道浄橋物揚場に建てられ、同十六年に類焼した。翌正徳元年八月、月行事が建直しを町奉行所へ願出して許可を受けた。その後また、この火の見櫓は類焼した。再建についての記事はみえない。宝永二年九月、月行事は町内火の用心の水溜桶五つ・手桶三〇を、銀一一五匁で桶屋三郎兵衛に入札注文している。

月行事は、町内の上水修復のことも担当していた。宝永五年八月、米河岸石井七左衛門前辻の榭から伊藤市右衛門前下水際本船町清榭までの上水入替の事にあたっている。上水管轄の奉行の検分を受ける折の迎人足貨、奉行衆の馳走代、水役への酒肴代、礼金、掘方への掘代、酒代、戸樋代、榭代など、計金五〇両三分、銀三四匁二分八厘、錢四貫八七六文、銀にして三貫一四二匁六分八厘を、米河岸通りの家持一人、瀬戸町町入三人、計一四人の井主、間数一・二間半、小間一間につき銀二七匁九分五厘ずつ集金している。また、町内用心井四つの戸樋代、清榭代などを総間数一九一間半に割付して集めている。

享保七年の町内井数改によれば、井主二九人、表井一六、内井三六、計五二の井があつた。掘井（掘貫井）は皆無であつた。町内掘井なく、塩河岸の方に町内用心井四つ、米河岸の方に町内用心井六つあつた。因みに、塩河岸は六五間、米河岸は八七間半あり、河岸通荷揚場は三カ所、間数一四間あつた。塩河岸に一五人、米河岸に一四人、家持と家守が知られることは前記の通りである。米河岸通の町内用心井のうち瀬戸物町出抜の井と、石渡八右衛門角の井は、宝永二年四月に出来ている。瀬戸物町出抜の井の分の入用を、米河岸通一一二間半と瀬戸物町二五間に割付し、八右衛門角の井の分の入用を、町内から二三分（五〇%）、八右衛門一分（二五%）、柴田宇兵衛一分（二五%）の割合で割付している。

享保三年四月の町内大寄合で、米河岸通りの「水ぎれ難儀、水上普請願名主殿へ申達」すべく相談し、同八月、月行事は「米川岸通り中上水、駿河町より室町二丁目、三丁目辻の井まで、助水より願に付、此度普請相極」、関係町々と相談して、「総行間数八百三十八間二尺四寸」、普請金五〇両一分のうち、米河岸通りの間数一一二間半、小間掛り銀三匁六分ずつ、計金六両三分を室町一丁目の柏屋次郎兵衛に渡している。

このように、月行事は町内の上水についてもかかわつて、普請申請の諸手続、井主の普請入用金負担、町内負担の町内用心井普請入用金などの集金・請渡しを行なつていたのである。

月行事は、町内の道路修復のことにもあたつていた。享保八年四月の大寄合において、「町内海道地行悪敷罷成候に付、一同に地行直し可レ申事」と申し合わせているのが、その事例である。

月行事は、町内の塵芥処理の問題も担当していた。宝永六年二月、「町内入堀へごみあくた投申間敷事」「川岸通り蔵の内よりごみほこり入堀へ掃入間敷事」「蔵ひあひ川端にごみあくた少しにても差置申間敷事」と命ぜられたので、月行事は会所に塵芥溜を捨えることとし、その入用金二両・銀八匁四分を集金している。会所へ塵芥を出していた中

村七右衛門（長右衛門カ）に、その入用金のうち銀二一匁四分を負担させ、残る銀一〇七匁を米河岸通り間数八七間半に割付し、小間一間につき一匁二分五厘ずつの割合で負担させている。なお、こうした塵芥の取捨についてもかわっていたのであろうが、それについては記事がみえないので詳らかでない。

月行事は、町内の仏神事祭礼のことにもあたっていた。正徳二年六月十九日、名主馬込勘解由が死去したので、「町中家持・表店衆共に不レ残玄閻造御悔に参」り、二十一日、「御寺迄御弔に家持・店衆とも参」っている。「町中家持三十人」より香奠金三両を出させ、一人四三〇文ずつの割付分を集金した。表店衆から金一兩二分の香奠を出させ、店数九〇軒、店一軒七九文ずつの割付分を集金した。二十五日、月行事文左衛門と町代忠助とが、浅草新寺町禅徳寺へ総代として御齋に出席している。月行事は、名主の葬儀・仏寺に総代として出席し、家持・店衆の香奠の割付・集金も行なっていたのである。

正徳元年八月、月行事は、本莊五百羅漢勸化を「町内にて集め遣し候様被」仰付」けられたので、「町中家持分は丁五十文づつ、表店並十二銭、裏店五銭、其外は心持次第」集金した。計二貫九〇〇文と「町内集銭」の内から一〇〇文を加えて、合計三貫文を名主へ渡している。

享保四月六日、回向院本堂建立の奉加帳が廻ってきたので、月行事は「家持中百錢づつ、表店五十文づつ、」集めて出した。同七年八月には、熊野三山修復の「勸化被」仰付」られたので、月行事は「家持三十人前に付三十二銅づつ、其外の人別ならし三銅」ずつ集め、錢四貫三二八文（金三分二朱、錢二八二文）を名主へ提出した。さらに、同九年十一月に、月行事は、熊野勸化のため「町内家持分百文づつ、表店・横店五十文づつ、裏店十六文、其外妻子召仕共に入別一人に付三文づつ、」を集め、宇野、溜屋、山田屋、藤田、川口、内田の六人から錢一〇〇文ずつ、成井から金一分、丸屋から錢五〇〇文を受け取り、合計金三兩一分、錢三九四文を、名主と同道して赤坂湯屋町の納所まで納めに

行っている。

町内として稻荷社を祭祀していた記録はみえない。月行事は、神田明神の祭祀にかかわる諸事・経費支出を担当している。宝永元年九月の祭祀の折、上原又右衛門と中村三郎左衛門の前の矢来二カ所、会所の矢来三カ所、中ノ橋の矢来一カ所、計六カ所の矢来を設けた。この年は、去年十一月の火災以後、竹・丸太など品薄で、その上、日雇、車力なども含めて高直となっていたため、請負人の新材木町の次郎右衛門が今年限りの増銀を求めたので、銀三〇匁を出すこととした。以後は、先年通り同人に銀二四匁で請負わせることとして処理した。道浄橋の南北両橋詰の石の上に、車あたりの用心のため、畳の古床二畳ずつ、計四畳敷く入用銀二〇〇文を支出した。さらに、名主の棧敷入用として、畳一〇畳の銀一〇匁、醤油明樟六〇の銀二〇〇匁、琉球表一〇枚、蓆五〇枚を出し、名主棧敷への提重（うづら焼一重、鱈重一重、あわび・車海老・たこ一重、山の芋・さくらこんにやく・椎茸・蓮根一重、計四重）の銀一八匁、干菓子一斤（菓子盆）の銀二匁二分を支出した。提重を本町松屋大和方へ詔えた。この年は肴払底で高直であった。

この年には、祭祀の翌日、本石町一丁目の者が大勢連立って祭祀の「大鼓」（太鼓カ）を人形町鼠屋へ返すとて、本小田原町一丁目を通っていて、小田原町の者と口論・喧嘩に及び、町内の上原又右衛門、鎌倉屋与右衛門の前で打ち合つて、六人の者が町内の番屋へ駆込んできた。伊勢町管轄の名主彦市が、本石町管轄の名主へ引取方を申し入れたが、引き取る様子がみえなかった。名主彦市の指図によって、月行事と番人が奉行所へ口書を提出して訴えた。小田原町の者の処分があつて事は落着した。その際、町奉行所からの御検使の座敷を鎌倉屋与右衛門方に設けたので、礼金二分、酒二升代銀三匁六分、ろうそく二丁代銀一匁九分、酒一升代銀一二四文、鱈二本代銀二二二文、計金二分、銀五匁五分、錢三二六文を月行事が支出している。

この折の月行事は、例年にみない高直による入用増加と臨時支出とがあつたので記録にとどめたのであろう。恒例

の経費は別の記録に記してきていたと考えられる。

伊勢町が氏子町となっていた山王社の祭礼について、正徳六年四月、「山王御祭礼当年年番に付、祭行事相定」^めている。祭行事を「町中寄合の上、鬪有レ之」、米河岸の長谷川弥右衛門から中川藤右衛門、桜井忠右衛門までの三人とした。通例は二人であつて、次の祭行事は、岩井屋七左衛門、小林又右衛門の二人と定めた。いずれも「上下鬪」としている。享保七年の井数改を参照すれば、長谷川と中川は隣家で、桜井は中川と一軒隔てており、岩井屋は桜井の隣家であろう。上下というのは、米河岸通りから小田原町へ通る道筋で南北に区切った二組で、この当時には、年番となった年にその両組から鬪で一人ずつ祭行事を出すこととしていたのであるうか。米河岸通りからの選出が終れば、塩河岸通りから選出したのであろうか。

この折の月行事は、祭行事を三人とした特例を記録したが、その後、月行事が記録に留めていないので、町内の申合せに従つて祭行事を選出していたのであろう。山王祭礼についてほかに記事がない。別帳が作成されていたものと考えられる。

二 山王神田両祭礼と町内

前記の伊勢町は、山王祭礼の第九組に所属していた。その伊勢町が、神田明神の祭礼に町内の中ノ橋などに矢来を設け、道浄橋の両橋詰に畳の古床を敷いたりしたのは、祭礼行列が道浄橋を渡り米河岸通りを通つて⁽¹³⁾いたからである。伊勢町は同社境内の祇園三社のうちの天王三の宮の氏子町であつたことが留意されよう。

前記宝永元年の祭礼の翌日、本石町一丁目の者が祭礼の大鼓を人形町鼠屋へ返すとて小田原町を通つて、同町

の者と喧嘩となった事件について注目してみたい。本石町一丁目は、山王社の氏子町で第七組に属していた。その本石町一丁目の者が、神田明神の祭礼に加わって大鼓を打っていたことが知られるからである。

両社の祭礼の基盤となっている氏子町々の祭礼組については周知の通りである。山王社の祭礼組は、元禄年間、氏子町々一二六カ町、四六の組であった。⁽¹⁴⁾ 元禄四年新地松川町が出来ると、同六年、町年寄から山王祭礼に「当町よりも可相勤旨御配符」があったので、松川町は町年寄の許可を得て、町名を出さないうで南伝馬町に加わることとなった。やがて尾張町一丁目と正木町も同様に南伝馬町に加わった。警固、あるいは、小旗持人足を差出したのである。⁽¹⁵⁾ その後、若干の祭礼組の編成替があったが、大枠では変動はみられない。⁽¹⁶⁾ 神田明神の祭礼組も、同様に大枠では変動はなかったであろうが、時代は下って江戸後期、氏子町々六〇カ町、三六の組から成っていた。なお、山王社の氏子町々の多くが、神田明神境内祇園三社の天王一の宮、同二の宮、同三の宮の氏子町々でもあった。⁽¹⁷⁾

前記宝永元年の神田明神の祭礼行列については詳らかに出来ない。また、山王社の祭礼行列については、前記元禄三年刊行の「増補江戸惣鹿子名所大全」巻の二、「山王神事作物次第」に、一から四六番組の氏子町々と作物がみえるが、ここで検討を加えたい問題にかかわる材料を提示してくれない。時代は下って化政期以降の史料に依らざるを得ない。

文化元年（一八〇四）、「藤岡屋日記」に、小石川伝通院前で田楽豆腐を商う辰巳屋惣兵衛について、

若年より狂言を好みて、山王・神田両御祭礼には、御殿女中又は賤の女、或は台所唐人の学びなどに出、道外所作事頓知よく興をなしける、見る者笑わずといふ事なし、神事毎ニ此翁が立立を見ん事を思ひける、両祭礼ニ限らず、所々之小祭りニも出ル也、天明之末の頃、狂言神楽といふ事を自らたくミ出し、面を種々作りて踊りをな

す、祭り出しのはやしニ合せ、狐、外道等の踊是也、諸侯方の屋敷内稻荷祭りニ召れ、いろくの道外并ニ狂言神楽となし、金銭を給るといへども、いさ、かも受る事なし

と録している⁽¹⁸⁾。惣兵衛が両社祭礼の附祭に加わっていたということは、両社それぞれの氏子町以外に居住する者も祭礼行列に出ていたということである。遡つて、宝永元年、山王社の氏子町本石町一丁目の者が、神田明神の祭礼行列に出ていることと通じるのである。つまり、早くから、氏子町以外の者も、両社それぞれの祭礼行列に出ている祭礼組の町・町内に加わつてきていたことが知られる。

幕末文久二年（一八六二）六月、一七番の「小網町巷丁目外三ヶ町分 踊子供店警固衣装書上」を表5に示してみた。⁽¹⁹⁾小網町一丁目、同横町、同二丁目、同三丁目の月行事が提出したもので、附祭に出る者の居住する町と名前を摘出し、てみると、この四カ町の者は、店警固などに出ているものの、上巳之学に男難之学として小網町三丁目小兵衛店金次郎娘だけが出ているのみで、その他は四カ町以外の者であり、また、山王社氏子町以外の町に居住する者もいることが知られる。この時、同じく書上を提出した二八番の大鋸町、本材木町五丁目、同六丁目、同七丁目の踊子供も同様である。

その前年文久元年九月七日付の、神田明神祭礼附祭を出す一九番神田多町二丁目の「附祭踊子供芸人警固之者衣裳書付」にも、表6の通り同町内から出る踊子供は僅か三人で、踊子供のは、他の両社氏子町、あるいは、両社氏子町以外の者である。町内からは家主が警固に出て若者が加わっていたのである。

三田村鳶魚氏は、天保五年（一八三四）の山王祭礼番付を例示して、踊子は踊の名取であろうと推測し、後見女は踊師匠が多いと指摘しておられる。⁽²⁰⁾確かに表5・6に、娘の名前とその踊の名取の名前と思われる二つの名前が記さ

表5 文久2年 山王祭礼附祭 小網町1丁目 踊子供店警固

小網町附祭 七夕之学	七五三之見立と段候様	1本			
鉄棒引	鉄棒引	柳原同朋町	兵吉店梅吉娘	はる事	小春
〃	〃	〃	忠助店つる娘	わか事	梅吉
牽牛之形	牽牛之形	西河岸町	忠七地借ます娘		さく
織女之形	織女之形	米沢町一丁目	松太郎地借忠次郎娘		つる
町娘之形	町娘之形	品川新宿三丁目	家主倉吉娘		はな
町苦衆之形	町苦衆之形	新材木町	兵衛地借吉五郎娘		みち
〃	〃	江戸橋藏屋敷	佐太郎地借勇藏娘		かめ
町娘之形	町娘之形	浅草田町二丁目	太兵衛店金五郎娘		きむ
〃	〃	通旅籠町	家主徳兵衛娘		いよ
丁稚之形	丁稚之形	浅草寺中	誠心院地借浅次郎店庄次郎伴		徳太郎
道越星之形	道越星之形	米沢町一丁目	五兵衛店伊三郎伴		市次郎
後見	後見	中橋広小路	重次郎店佐助娘	たます	松賀藤玉
淨瑠璃語	淨瑠璃語	檜物町	忠助地借紋之助伴	安五郎事	外2人
					常磐津小文字太夫
					外16人
端午之学地走	鉄棒引	麴町六丁目	丹藏地借源助娘		ひさ
〃	〃	四谷天徳寺門前普地	啓助店むめ娘		栄吉
和藤内之形	和藤内之形	元大工町	藤八地借まさ娘		りゑ
錦生女之形	錦生女之形	浅草猿屋町	治助地借平次郎妹		たい
勇士之形	勇士之形	内山町	家主吉兵衛娘		小米
〃	〃	湯嶋天神下同朋町	源右衛門店源藏娘		小てつ
〃	〃	〃	増五郎店治郎吉娘	しげ事	小しげ

勇士之形	四谷天徳寺門前替地 啓助店はる事	亀吉
唐女之形	西河岸町 家主清兵衛娘	さの
〃	山王町 弥兵衛地借庄六娘	市山桑次
豹之形	高砂町 治兵衛地借藤作娘	とせ
虎之形	浅草寺地中 吉祥院地借金兵衛店万蔵伴	長太
〃	〃 不動院地借金十郎店三太郎伴	晋作
後 見	坂本町二丁目 久兵衛地借	藤間勘十郎
〃	長谷川町 勘兵衛地借	藤間みよ 外1人
淨瑠璃語	神田佐久間町一丁目 惣吉地借藤兵衛事	清元延寿太夫 外17人
上巳之学		
鉄梅引	下御原同朋町 金次郎店栄蔵娘	菊次
〃	〃 留五郎娘	こう
男雛之学	小網町三丁目 小兵衛店金次郎娘	たけ
女雛之学	堀江町一丁目 市兵衛地借巳之助娘	てう
官女之学	鉄砲町 伝左衛門地借百代娘	みを
後 見	長谷川町 崆四郎地借ふじ事	松買藤砂 外2人
	麴町八丁目 清八地借	芳村孝次郎 外18人
	小網町一丁目 家主	安兵衛 外40人
店警固	〃 安兵衛地借	長次郎 外81人
	〃 二丁目 清次郎地借源七娘	かつ
	〃 五郎助地借	甚八 外24人

表 6 文久元年 神田明神祭礼 神田多町2丁目 踊子供芸人警固

四氣之学与親候補 鐵拂埜 伊勢の浦汐干之学 種字び 女性 獵師学 男性 斎宮之学び 後見 川 唄之たい 三味線弾共 踊子方 鐵拂埜 曾我之学び 地走り 虎少将之学 男性 一万丸学 男性 箱玉丸学 男性 金石丸之学 五郎丸之学 後見 淨瑠璃語 三味線弾 踊子方 玄宗帝楊貴妃学 踊台 後見 楊貴妃学 淨瑠璃語 三味線弾共 踊子方 家主警固 若	1本 女 2人 4人 2人 1人 1人 1人 2人 7人 6人 2人 2人 1人 1人 1人 女 2人 14人 7人 女 2人 女 2人 8人 6人 21人 56人	教寄屋町 六右衛門店吉五郎娘 神田多町二丁目 崑右衛門店 新和泉町 又兵衛店定吉娘 きち事 米沢町三丁目 重兵衛店休三娘 つや事 難波町 又兵衛店三之助事 中橋広小路町 重次郎店佐助娘 たま事 神田多町二丁目 崑右衛門店利兵衛娘 住吉町 市兵衛店吉兵衛娘 きく事 南茶場町 平助店藤八娘 ミね事 鉄砲町 金兵衛店百代娘 ふじ事 本石町三丁目 弥左衛門地借大吉娘 (記事なし) 鉄砲町 金兵衛店新兵衛方同居 よじ事 神田多町二丁目 家主 伊三郎店又右衛門、崑右衛門店文次郎、徳兵衛店半平、伊三郎店藤七、幸吉店幸七、庄兵衛店定七、崑右衛門店定七、孫兵衛店久太郎、金藏地借長五郎、吉右衛門店万五郎、伊三郎店重五郎、家持庄兵衛、市兵衛店伊兵衛 常吉 伊三郎 外20人	つる 外1人 なつ 外3人 藤吉 外1人 雄藤 藤太郎 藤玉 外1人 せい 外1人 まさ 14才 外1人 小菊 峯吉 13才 藤若 百蔵 外1人 くま 西13才 とく 西12才 みき 外1人
四氣之学与親候補 鐵拂埜 伊勢の浦汐干之学 種字び 女性 獵師学 男性 斎宮之学び 後見 川 唄之たい 三味線弾共 踊子方 鐵拂埜 曾我之学び 地走り 虎少将之学 男性 一万丸学 男性 箱玉丸学 男性 金石丸之学 五郎丸之学 後見 淨瑠璃語 三味線弾 踊子方 玄宗帝楊貴妃学 踊台 後見 楊貴妃学 淨瑠璃語 三味線弾共 踊子方 家主警固 若	1本 女 2人 4人 2人 1人 1人 1人 2人 7人 6人 2人 2人 1人 1人 1人 女 2人 14人 7人 女 2人 女 2人 8人 6人 21人 56人	教寄屋町 六右衛門店吉五郎娘 神田多町二丁目 崑右衛門店 新和泉町 又兵衛店定吉娘 きち事 米沢町三丁目 重兵衛店休三娘 つや事 難波町 又兵衛店三之助事 中橋広小路町 重次郎店佐助娘 たま事 神田多町二丁目 崑右衛門店利兵衛娘 住吉町 市兵衛店吉兵衛娘 きく事 南茶場町 平助店藤八娘 ミね事 鉄砲町 金兵衛店百代娘 ふじ事 本石町三丁目 弥左衛門地借大吉娘 (記事なし) 鉄砲町 金兵衛店新兵衛方同居 よじ事 神田多町二丁目 家主 伊三郎店又右衛門、崑右衛門店文次郎、徳兵衛店半平、伊三郎店藤七、幸吉店幸七、庄兵衛店定七、崑右衛門店定七、孫兵衛店久太郎、金藏地借長五郎、吉右衛門店万五郎、伊三郎店重五郎、家持庄兵衛、市兵衛店伊兵衛 常吉 伊三郎 外20人	つる 外1人 なつ 外3人 藤吉 外1人 雄藤 藤太郎 藤玉 外1人 せい 外1人 まさ 14才 外1人 小菊 峯吉 13才 藤若 百蔵 外1人 くま 西13才 とく 西12才 みき 外1人

れている娘がおり、後見の名前は、男女とも師匠と考えられるものである。浄瑠璃語、三味線、囃方も出ている。踊子は、家主の娘、地借の娘、表店と思われる店の娘で、踊師匠、浄瑠璃語など、附祭を出す町々・町内から雇われたのであろう。

「藤岡屋日記」に、文化十二年、「神田明神祭礼之處、伝馬町迎年番ニ当り、大丸向の菓子やの娘差出候ニ付、金三百両も相懸、大名仕立ニて、台笠・笠傘、其外伊達道具杯ニ而、花駕籠わきゑ、柳橋の芸者四人、其外女共廿六人美麗に付そひねり出し、大丸屋よりも子供余程出し申候よし」と伝えている。⁽²²⁾極めて華美な附祭を仕立て、柳橋の芸者なども雇って、金三〇〇両も懸けた、というのである。

大郷良則の「庚寅漫録」第十編に、天保元年の「六月山王祭礼 定式の外出物番附」として表7に示したような出物を録している。そのなかに、二四番と四〇番に「御伺物」とみえる。⁽²³⁾「藤岡屋日記」の「文化十二乙亥年大奥年中行事」のなかの「ミな月の段」に、「山王の御祭礼にて、御台所の御方、吹上のたかどのへ入らせられ、つきしたがふ女房たつきらをかざり、御膳所より御送りもの御取ひろめあり、附祭り御好ミの品は、御広敷御用人より町奉行へ達しておふせ付らる」とみえ、御伺物が大奥の御好みの品でもあったことを示している。

なお、命を奉じた町奉行からの差図に従って出してきたものがある。元文四年（二七三九）六月、「来ル十五日山王祭礼之節、大神楽并品玉師差出候様ニ此間被仰付」れた町奉行が、曲馬乗佐々木平馬（馬喰）、人馬乗佐々木数馬（平馬弟子）、曲馬乗成田團七（平馬弟子）、請太刀奴子清六、人馬大天狗市郎兵衛、小天狗善六や手伝の者など二四人を出させ、「町方地代金之内ニ而」計一七両を与えている。⁽²⁵⁾

安永五年（一七七六）六月には、奈良屋市右衛門の「山王御祭礼練物之内江白猿并芸猿組入差出候儀申上候書付」に⁽²⁶⁾よれば、「当月十五日山王御祭礼ねり物番組之内江組入差出候積了簡仕可申上旨被仰渡候ニ付、左之町々江被申聞為差出」

表7 天保元年 山王祭礼 定式の外 出物番附

7番	おどり	本町一、二丁目、本革屋町、金吹町 本町三、四丁目、岩附町
8番	おどり	駿河町
9番	ねり物	品川町、同裏河岸 本両替町、北鞆町 伊勢町 本小田原町、瀬戸物町
10番	おどり	本船町 室町三丁分、本町三丁目 裏河岸 安針町
11番	ねり物	本石町四丁分
12番	おどり	西河岸町
22番	ねり物	長谷川町、富沢町
23番	引物	銀座三丁分 同 四丁目
24番	御伺物	通四丁分、呉服町、元大工町
25番	引物	上横町、檜物町
26番	おどり	本材木町四丁分 元四日市町
27番	ねり物	青物町 左内町 竹川町
35番	おどり	出雲町 芝一丁目両側
36番	ねり物	弥左衛門町、新肴町
37番	おどり	具足町、柳町、本材木町八丁目
38番	おどり	山下町 南鍋町
39番	おどり	数寄屋町
40番	御伺物	南新堀一丁目 靈岸島四日市町、同疊町 箱崎町一丁目、大川ばた
44番	ねり物	常磐町

とて、三番の麴町一三町分、平川町三町分、山元町の一七カ町が、「例年差出候練物之外ニ、右白猿并芸致し候猿」を差出すこととなった。それら三番の町々は、白猿一疋、芸猿二疋を吉川佐次兵衛店の見世物主七兵衛、世話役弥五兵衛などに依頼した。芸猿の番組は、風流長崎女郎踊、相生桜川、若衆丹前、鹿嶋踊、獅子の乱曲、曲輪、竹の輪の七番であった。奈良屋は、猿遣二人、囃子方五人、世話役三人、荷持三人、芸猿のかつき日覆、同囃子方日覆、荷い茶屋、人足四〇人、白猿一式雇料など金三三兩二分・銀二五匁八分を要するとの申出を受け、「去ル辰年山王御祭礼之節、曲馬差出候節之振合を以、金五兩御番所金を以被下置候様仕度奉存候」と申上げている。曲馬、猿芸とも、町奉行からの差図の出物に「相應御足金」が下されていたのである。

その足金については、『天下祭』、『日枝神社史』に紹介されているように、幕府が山王祭礼経費の助成として、山王助成屋敷地の地代金一年分一〇〇兩を別当・神主に渡していた。⁽²⁷⁾前記の曲馬乗・人馬乗の経費の一部をこの地代金から支払わせている。神田明神祭礼にも同様に助成しており、安永八年(一七七九)九月の奈良屋市右衛門の「太神楽・鞠之曲来月十五日神田明神祭礼之節差出可申哉之儀奉伺候御書付」によれば、宝暦八年(一七五八)の鞠之曲に金三兩、明和六年(一七六九)の太神楽一組金六兩二分も、二年分の「式百兩金之内」から下されている。

さて、祭礼組の町々は、上覧所での栄誉、市中における評判を競って、附祭の趣向を凝らし、衣装を詠えた。両社の祭礼絵巻に、その華麗な様を見ることが出来る。また、衣装届によっても知りうる。嘉永元年(一八四八)の「高砂町外四ヶ町附祭衣装届」⁽²⁹⁾によって示してみよう(表8)。そうした附祭の諸経費の多くは臨時の町入用として町内で負担していた。嘉永五年の山王祭礼に附祭を出した二五番の上槇町は、その費用の割付を、表店一軒につき二五兩ずつとしたため、表店二軒が「戸をメル」という有様で、五〇兩もの不足が生じた。この分も町内へ割付したので、表裏で三八軒も明店となり、漸く三八兩を得たもの一二兩不足したとい⁽³⁰⁾う。

上着 紺縮緬 一ノ字繫キ=菊=牡丹染模様 背=大紋染抜 下着 鼠縮緬草染2枚 襦袢 海老色=紺白緋縮緬4枚 帯 白博多牡丹織出シ 裁附 琥珀綾織

上着 茶統 下着 白茶統 帯 黒統 雲龍縫模様 ひふ 海老色紋沙鳳凰摺込雲之縫

上着 紫統 笹りんどう之縫模様 半襟 浅黄統藤縫模様 帯 蒲色統 襦袢 緋縮緬

上着 浅黄統 菖蒲草染縫模様 襦袢 緋縮緬 帯 白唐木綿 紫統=■松縫伏 まはし 緋縮緬

上着 緋縮緬 菊水之縫模様 下着 白紋縮 帯 黒統菊=薄之縫模様

上着 黒縮緬ほかし 菊水之縫模様 下着 白統 帯 桃色統

帷子 黒紗紋付浅黄 帯 白博多

木綿ぶどう鼠紋付草物 袴 木綿紫ほかし 菊水之染模様

上着 縮ミ藍鼠菊=牡丹模様 下着 紫草色紋り縮緬2枚 帯 黄統 袴 葛白地博多染

上着 紺縮緬 腰=牡丹菊之染模様 下着 紫緋浅黄蒲色御納戸縮緬5枚 襦袢 緋紫浅黄白縮緬紋り5枚 帯 白博多

上着 白博多牡丹=とつこう織出シ模様 下着 桃色緋縮緬2枚 襦袢 浅黄緋紫縮緬紋り3枚 裁付(裁着) 縞統 帯

上着 藍気鼠数寄屋 腰=菊=牡丹之染模様 袴 数寄屋紫染模様 帯

上着 紺縮ミ 腰=菊=牡丹之染模様 下着 縮緬緋紫ぶどう鼠3枚 襦袢 紫緋浅黄縮緬3枚 袴 前同断

上着 白縮緬 牛若丸墨絵 下着 蒲色縮緬 襦袢 浅黄紫紋り縮緬3枚 帯

上着 紺縮緬 一ノ字繫キ菊と牡丹之染模様 背=大紋染抜 下着 縞統2枚 襦袢 浅黄緋紫縮緬紋り3枚 襦袢 白縮緬_五墨統之龍1枚 帯 白博多牡丹織出シ 裁付 白茶博多

上着 同断 下着 縞統模様織出シ 襦袢 縮緬桃色紫蒲色御納戸緋5枚 帯・裁附 前同断

上着 浅草紋縮 下着 白縮 大紋紫統桐之台附 四天紫統摺込模様 しごき 桃色縮緬

上着 さや形白紋縮 下着 白縮 帯 紫統 羽織 茶統摺込模様 頭巾 鼠海気摺込模様 四天 浅黄統摺込模様 しごき 紫縮緬

上着 萌黄縮緬 紫湯花之縫模様 帯 桃色統 襦袢 紋縮雲龍之摺込模様

上着 海老色縮緬 貝尽し縫模様 しごき 緋縮緬花紋り 襦袢 緋縮緬 牡丹之縫模様

数寄屋紋付帷子 帯 白茶小柳

鼠木綿紋付草物 袴 木綿浅黄ほかし牡丹之染模様

上着 縮緬ほかし藍気鼠 菊牡丹之染模様 下着 紫緋山舞縮緬2枚 襦袢 紫緋浅黄紋り縮緬3枚 帯 白茶博多 袴 葛白地博多染

上着 紫博多 下着 藤色縮緬 牡丹=面之染模様

上着 上布紺かすり 下着 緋白縮緬2枚 襦袢 紫緋浅黄縮緬3枚 帯 白博多 袴 唐木綿浮織

上着 縮ミ鼠紋付 腰=牡丹=翁格子染模様

上着 白縮緬 石橋之縫模様 鈴付 下着 中形縮緬2枚 襦袢 紫緋浅黄紋り縮緬3枚 裁付 縞統

上着 紺統 白糸=■縫出シ

表8 嘉永元年 山王祭礼 高砂町外四ヶ町附祭衣装

練 物	難波町 友次郎地借梅吉娘	うめ	鉄棒引
	高砂町 五人組持店松之助妹	せい	〃
	鍋町 徳次郎店吉兵衛娘	つき	鬼一之学
	浅草平右衛門町 金六店藤吉みつ娘	ひよん	牛若之学
	浅草森田町代地 浅吉店平次郎娘	たい	碓三太之学
	米沢町三丁目 重兵衛店弥吉姉 きん娘	はな	姫之学
	浅草茅町二丁目 源八地借栄蔵娘	きく	腰元之学
	浅草平右衛門町 金六店 後見	藤間みつ 外3人	
	神明町 九郎兵衛地借政吉事	花園宇治太夫 外21人	
	難波町 家主	七兵衛 外11人	
〃 清次郎地借	利助		
〃 〃	忠兵衛		
〃 藤兵衛地借甚四郎倅	治三郎		
〃 藤太郎店常蔵娘	みつ		
〃 吉次郎店こう倅	丑太郎 外21人		
〃 〃	甚助		
地 走	堀江町三丁目 七蔵店辰五郎妹	きん	鉄棒引
	堀江六軒町新道 孫兵衛店栄之助妹	むめ	〃
	下谷御数寄屋町 半七店とめ娘 さん事	小さん	〃
	〃 九兵衛店忠兵衛娘	せい	〃
	下柳原同朋町 鐘太郎店かめ娘	糸八	重忠之学 引拔石橋
	神田山本町代地 家主半七娘	こう	景清之学 引拔石橋
	新材木町 彦兵衛店吉五郎娘	みち	人丸之学 引拔女軍兵
	神田鍛冶町二丁目 藤七店勘次郎娘	まつ 外4人	海士之学 引拔女軍兵
	新石町一丁目 兼次郎地借權次郎娘	きた事 中村兼吉 外2人	後見
	横山町三丁目 伝八店碓三郎事	清元家内太夫 外16人	
高砂町 家主	利兵衛 外10人		
〃 家持七三郎倅	巳之吉		
〃 〃 新助倅	寅吉		
〃 平右衛門店	忠助 外9人		
〃 伊兵衛地借	善六 外14人		
〃 平右衛門店友五郎倅	福太郎		
〃 伊兵衛店吉五郎倅	藤吉		
〃 〃 〃	吉之助		

上着 紺縮緬 一ノ字繫キ 桜=菖蒲之染模様 背=大紋染抜 下着 中形縮緬2枚 襦袢 浅黄紫絛
 紋り縮緬3枚 帯 紫博多 裁付 縞紵
 着附 浅黄絛笹竜縫模様之狩衣 着抜 白紵ハツ藤摺込模様 縮緬鯉=滝之染模様草物 三尺
 帯 縮緬紫どうし格子
 十二一重 厚板段織 紗綾鳳凰摺込模様 袴 緋縮緬 も下り紗摺込秋草之模様 白縮緬染模様草物
 帯 紺博多
 縮ミ鼠紋付帷子 帯 茶黒服合小柳
 鼠木綿紋付草物 袴 木綿浅黄ばかし 花の丸染模様
 上着 縮緬藍気風 桜=あやめの染模様 下着 緋縮緬納戸山舞縮緬2枚 襦袢 緋白縮緬2枚 帯
 白地博多 袴 葛白地博多染
 上着 紺紺 籠雀紫染模様 襦袢 緋縮緬 帯 黄太織
 上着 紫紵 美女ノ糸縫角繫 下着 御納戸紋縮緬 緋紋縮緬2枚 襦袢 緋紋り縮緬 帯 黄太織
 上着 縮緬鼠色 桜=あやめの染模様 下着 緋紵縮緬 襦袢 浅黄紫絛紋り縮緬3枚
 上着 鼠紋緋 桜=あやめの染模様 下着 紋縮緬いちまつ染模様2枚 襦袢 鼠=紫縮緬2枚 帯
 紺博多 袴 葛白地博多染
 上着 白縮緬 八角染模様 下着 紫中形縮緬緋紋り縮緬2枚 襦袢 紫絛黄白縮緬4枚 帯 茶厚
 板

幕府は、これより半世紀前、寛政三年（二七九一）の
 町法改正の折、附祭を太神楽一組と外に二組の計三つに
 制限し、その経費を氏子町々の惣小間割とすること、氏
 子町々で順々に世話番を立てること、を命じている。神
 田明神の氏子町々は、その命を受けて、太神楽を順番に
 出す一番、二番、三番の小組合を設け、各小組合のなか
 で四、五カ町ずつの世話番を立て、太神楽と附祭二つ、
 計三つの附祭を出し、一組金一五両、小間割銀五分二厘
 四毛を限度として、余慶の経費を世話番町で負担する、
 ということを含む申合規定書を定めている。この年九月
 十五日の神田明神附祭入用割付は、一番太神楽、金五両
 三分、錢一貫二〇〇文、二番唐人の学び、金八両二分、
 銀一〇匁、錢一貫五〇〇文、三番角刀の学び、金九両二
 分、錢七〇〇文、ほかに諸帳面の経費、合計一三兩三分、
 銀一〇匁、錢四貫五四八文、惣間数五、一五五間、小間
 割銀二分八厘五毛、であったと録している。

翌年五月、山王祭礼附祭の太神楽と附祭二つを出す三
 組の世話番を立てること、大伝馬町など祭礼御役を勤め

	猿若町一丁目 西藏店常次郎娘	かね	鉄棒引
	浅草山之宿町 平八店兼吉娘	かね	//
	高輪南町 重兵衛地借林蔵娘	まん	頼政之学 引抜水壳
	浅草並木町 藤兵衛店千右衛門娘	つる	葛蒲之前之学 引抜茶壳女
舞	// // // 妻	松本はつ	後見
	米沢町三丁目 惣兵衛地借午之助倅	保太郎事 富本豊前太夫 外21人	
	住吉町 家主	三次郎 外8人	
台	// 三次郎地借	磯八	
	// 五人組持店 尙三郎倅	延之助	
	// 五人組持店 源八娘	みつ 外1人	
	// 裏河岸 家主	庄八 外6人	
	// 五人組持店 重五郎倅	直吉 外2人	

る六カ町、神田明神の祭礼にも出る神田の元乗物町など一〇カ町の二、九四八間五尺六寸八分を除く一五、三四〇間一寸四分、小間銀三分掛、計銀四貫六〇二匁を経費とし、太神楽金二〇両、附祭一組金二八両ずつなどとする⁽³⁾こと、を氏子町々の名主が申合わせている。

その後、神田明神祭礼に附祭三つ以上も出すようになったため、町奉行所は、文化八年(一八一二)九月、次の祭礼から三つとすべく、さらに、文政三年(一八二〇)の山王祭礼の附祭の数が増加していることを注意して、次の祭礼から減らすよう命じている。文政十年、神田明神祭礼の御雇祭が中止、附祭一六カ所となり、翌年、山王祭礼の附祭が二〇カ所と定められた、という。天保十二年(一八四二)九月の神田明神祭礼には、「今年より十六ヶ所を改めて三ヶ所と成、一所より三品ツ、踊り台、地走り踊、練物之三品也、曳物ハ止む、御雇ひ独楽廻し」となった。⁽³²⁾

文政五年二月には、祭礼行列の衣裳の華美を禁じ、附祭についても、

当六月より大神楽品替共、世話番三ヶ所にて、踊台・地走り踊・引物・警固・ねり共、都合出数廿四五に取極候間、^(本)組合申合、右付祭数摺り候て差出、番付之外之品、内々ニ而聊たりとも、当日ハ勿論、前日ねり町内引渡候義等致間鋪候、両祭礼共、付祭之義ハ、町入用小間一間ニ付金壹両を高ニ定め、大町小町とも右之内ニテ相済候様

に命じている。さらに、

世話番町、是迄ハ小間集メ出銀町入用之外、居付地主共過分之出銀差出し、并地借・店借迄集メ金等いたし候由、今年より付祭出物類、小間集メも壹両余分ニ相掛申間數旨、御取極被ニ仰付ニ候上ハ、無レ謂入用不ニ相掛ニ、惣而店集と唱、軒別ニ取集金致候義、又ハ、若者共罷越、無躰ニ申掛、出金為レ致候義等、決て有レ之間數候

と申渡し、「附祭小間集方并入用諸失墜も帳面相認、町年寄役所へ可ニ差出ニ、夫より御奉行所へ入ニ御覽ニ候間、明細に書出可レ申候」として、町々名主、月行事に請印させている。

しかしながら、小間集め町入用金以外に、上楨町のような附祭の諸経費割付が、この禁令以前から、また、禁令以後も行なわれていたのである。⁽³³⁾

ところで、前出表6にみられるように、文久元年の神田明神祭礼の附祭に、若者五六人が参加していた。その折、二一番神田堅大工町の附祭には、「若ひ者と唱候者」五二人、六五人、計一七人⁽³⁴⁾が出てゐる。こうした若者による喧嘩が多発した。嘉永四年、神田明神の祭礼行列をめぐって、祭礼の翌々九月十七日にかけて、は組の薦の者と小網町(同じくは組)の若者とが喧嘩した。は組の薦の者が打ち毀そうとしたのは、小網町一丁目裏通りの貝杓子店の若

者頭がいる川一であった。喧嘩発頭人のは組の鳶の者は、人形町飯屋裏の頭と、同町万久裏の纏持であった。小網町の若者に堀留で殺されたは組の鳶の者は、小津紙店の抱であった。喧嘩の原因は、大伝馬町は組鳶の者が、祭礼行列の獅子の手子舞木鎗の役で出ていたのを見物していた小網町の若者が下手だと悪口した、⁽³⁵⁾ということであった。大伝馬町の祭礼行列に、人形町（堺町・葺屋町近辺）の飯屋裏店のは組鳶の者や、小津紙店抱のは組鳶の者が出ていたように、附祭を出す町内以外の鳶の者が雇われて、若い衆として祭礼行列に出ていた、と考えられる。池上彰彦氏は、弘化三年（一八四六）の山王祭礼に、伝馬町の獅子の持夫の者（町鳶）と、長州藩の警固の棒引とが、口論、殴り合いの喧嘩をした折の、口論仕掛人が、伝馬町に雇われた木挽町（す組）の鳶の者であった、⁽³⁶⁾と紹介しておられる。

ここで特に注目しておきたいのは、前記のように附祭に娘、女師匠、女芸人など、女性が華やかに参加していたことである。踊子は、家主、地借、表店の娘で、若い者とは異なつて、裏店の娘ではなかつたであろう。前記文化十二年の神田明神の祭礼に伝馬町大丸向の菓子屋の娘に金三〇〇両もの大金を懸けた事例は、特記すべき評判となつたものであるが、親は、多額の金を娘に懸けたであらうし、他の町々から出てくれる踊子に町内から多額の金を懸けたために、嘉永五年の上楨町で割付を嫌つて多くの明店が出現する始末となつたのもあろう。それは兎角、女性が華やかに祭礼行列に参加していたことは、全国的に数少ないのである。⁽³⁷⁾

幕末、安政二年（一八五五）、幕府は神田明神祭礼行列の御曲輪内へ入ることを中止させ、翌年には山王祭礼行列も同様に中止させた。⁽³⁸⁾しかし、同六年六月、

山王、神田両祭礼附祭等、御曲輪内互引入候儀、向後、前々之通可被心得候、尤、華美仰山之儀は勿論、踊屋台、地踊等差出候共、歌舞戲^(マツ)狂言同様之品、且、歌舞戲、操座等^江拘り候芸人之類ハ、不差出様可被取計候事

と命ぜられた町奉行が、「祭礼之儀、是迄之振合^三而ハ、市中景氣引立不申、衰微^三及び候」と申立てたので、

今般外国貿易御取開、外国人居留之者も有之候^三付而ハ、市中諸色潤沢不致候而ハ難相成儀^三付、景氣引立、諸色潤沢之ため、両祭礼、付祭ハ、御曲輪内江引入候儀、前々之通可被相心得

と、景氣引立のため従来通りの附祭を城内へ入れさせることとした。⁽³⁹⁾ 山王・神田両祭礼行列を城内へ入れないこととしたのは、安政大地震のあと、「上^三も御普請御物入多^三而、格別之御儉約^三付、附祭上覧も無之^三」からであった。安政三年の山王祭礼附祭の年番となっていた新右衛門町・五郎兵衛町・西河岸町は、「地震出火^三付、御免願致^三」していた。「神輿、出し等ハ、如例年之^三御坐候得共、氏子中、地震類焼等之災難^三而、何レも静かなる事共也」という様相であった。⁽⁴⁰⁾ この年四月、附祭年番の住吉町・同町裏河岸・難波町・同町裏河岸・高砂町・猿若町一丁目・二丁目、五郎兵衛町・北紺屋町、平松町・音羽町・小松町・南油町・川瀬町・新右衛門町・樽正町の三組が、「去冬中地震出火^三而、未住居士藏等も修復行兼、町々地主共一段難渋^三」を理由に、「附祭之儀は、当年相休^三」みたい旨町年寄へ願書を提出している。⁽⁴¹⁾

町奉行が景氣引立のためとして附祭を城内へ入れることとしたが、安政四年の年番となっていた通新石町・連雀町・神田白壁町は、大地震と安政三年の風損を理由に年延を願出し、また、この年の祭礼直前に、前年の出火類焼難渋⁽⁴²⁾のため、再年延願いを出した。しかし、その願いを容れられてはいない。

おわりに

伊勢町を事例として江戸の町内について検討したところによれば、毎年四月、評議すべき問題の有無にかかわらず、行きつけの茶屋で、恒例の町内大寄合を持ち、問題があれば適宜、臨時の町内寄合を別の茶屋などで開いていたこと、それらの寄合には、町内の家持・家守が出席していたこと、それらの寄合を月行事が運営していたこと、寄合の経費を出席する家持・家守が負担していたこと、町内の諸祝儀を恒例の町内大寄合の経費にあてていたこと、町内の家持・家守の数より圧倒的に多数を占める表店などは、これら町内の寄合、評議、決定からは排除されていたこと、などを確認することができた。⁽⁴³⁾

また、町内の家持・家守が一カ月交替で月行事を勤めていたこと、月行事が町内の寄合の運営にあたるとともに、その記録を作成して自身番屋に保管していたこと、月行事が名主の管轄下で町内の行政庶務に従事するとともに、町内寄合の申し合せ・評議・決定事項の庶務に従事していたこと、つまり、町内持の橋・組合持の橋の修復、掛直し、橋番（髪結床、町内にかかわる木戸・自身番屋などの修復、建直し、火の見櫓の建直し、町内火の用心の水溜桶・手桶の整備、町内の上水修復、町内用心井の整備、町内の道路修復、塵芥処理などにあたっていた、ということも確認した。

さらに、町内の仏神事祭礼について、名主の葬儀には、町内の家持・家守のほかに、表店衆も香奠を出し、勤化には、家持、家守、表店、裏店も割当分を納めていたこと、月行事がそれらの集金を担当していたこと、神田明神祭礼の折には、月行事が、祭礼行列の通る町内の道筋の矢来設置、橋詰の古床畳の敷設、名主棧敷への提重贈りのことに

あたつており、町内が氏子町となつていた山王社の祭礼には、年番となれば、町内寄合の圖で祭行事を選出していたこと、つまり、家持・家守から選出された祭行事が、伊勢町の所屬する九組の町々および町内の祭礼にともなう諸事を担当していたこと、が明らかとなつたといえよう。

このような江戸の町内の在り様、特質を、さらに、山王神田両祭礼を通して観るため、両社のそれぞれ祭礼組と組のなかの町々・町内が祭礼の基盤となる組織であり、祭礼組の祭行事が町内の家持・家守から選出されて祭礼の諸事を担当していたこと、附祭を出す町内はその諸経費を、のち、年番として出すようになった町内は、総氏子町々負担分以外の諸経費を表店にも負担させたり、さらに裏店にも負担させた事例のように、勸化と同様の分担方法を採用して負担させていた、と考えられること、祭礼行列と附祭には、他町の者を出していたこと、ことに附祭には、芸人、踊の名取、師匠、浄瑠璃語、囃子方などを雇つていたこと、それも娘、女師匠など多くの女性を出し、他所の者、氏子町以外の町の者を多く出していたこと、大勢の警固の若い者には、火消の鳶の者、組外の鳶の者、裏店の者を出していたこと、を確認した。

江戸の山王祭りを近世の都市祭礼の原型として検討された久留島浩氏は、前掲「祭礼の空間構造」⁽⁴⁴⁾のなかで、個々の町中が祭礼参加の単位であり、その前提として個々の町中独自の祭礼が存在しており、町共同体の本来の正規の構成員であつた「居付地主」(家持)がその正規の祭祀者であるという扱いを受けてきていること、祭礼の費用は町内に組み込まれて町内の家持の負担であつたこと、祭礼における鳶の役割が次第に重くなつていくこと、家主(家守)の比重も重くなり、本来の町の構成員に代つて町共同体を運営するようになること、従来の町共同体の虚偽化が進行するなかで、虚偽的な共同体としての一体感を強めなければならず、居付地主を本来の町の構成員として別格扱いするようになった、と述べておられる。

吉田伸之氏が、麴町十二丁目の町内の地主・家主、地借（表店）、店借（裏店）の間における一定の秩序のあることを指摘された点に留意しながら、「麴街略誌稿」⁽⁴⁵⁾によって、少し検討を加えてみたい。「麴町笠鉾のみは神輿通行の道筋を歩行して、山下御門より御堀端を二丁目へ帰る」のが夜に入り、「地主々々より迎ひを出し、行事の家主、店子よりは一同迎に出で、又、若者、鳶の者、何れも町内の印しある挑燈を出し」「残りの家主者次上下にて疲労挨拶に出る」ともみえる。地主は迎いの者を出し、行事の家主や店子は一同で迎えに出て、若者と鳶の者が町内の挑燈を出して迎え、残る家主は継袴で挨拶に出る、というのである。笠鉾より早く帰っている行事の家主、その他の家主、店子、若者、鳶が迎えに出て、地主は迎の者を出す、ということであろう。前記の表5・6にあるように、附祭の警固に、家主、地借、若者が出ている。「市中取締統類集 山王祭礼之部 一ノ三」にみえる文久元年神田明神祭礼の神田久右衛門町一丁目・二丁目の「附祭練子芸人共店警固其外衣装書付」によれば、家主・店警固三〇人は同じ衣装であるが、多くの場合、家主と店警固は衣装を異にしている。前記、文久二年小網町附祭の警固の家主四一人と店警固八二人の地借とは、異なる衣装を着ており、その差異は明らかである。「市中取締統類集 山王祭礼之部 一ノ二」の「附祭芸人共警固衣類書上」によれば、万延元年（二八六〇）の山王祭礼に附祭を出した三〇番の平松町外六カ町の警固の家主は縮ぶとふ鼠熨斗目嶋摺込の紋付・白博多の袴を着していたが、地借は紗黒紋付波の模様帷子、袴をつけていない。四一番の五郎兵衛町・北紺屋町の警固の家主は縮緬腰明き紅葉桜摺込模様の紋付・茶博多嶋袴、店借は縮緬腰明き波に兎の摺込模様の紋付・結格子嶋摺入模様の袴など、それぞれ衣装を異にしていた。出し、還物にも、家主、地借、店借、若者が出ていたであろう。その様子が「神田明神祭礼絵巻」⁽⁴⁷⁾にみえる。袴を着ているのが家主で、羽織袴を着ているのが地借・店借（表店）であろうか。なお、附祭の後見も羽織袴を着て描かれている。麴町の場合、店子とみえるのは警固として行列に出ていた表店と、それに裏店の者を含むのであろう。若者、鳶も行列に出ていた者と

思われる。地主（居付地主・家持）は別格である。

そこで想起されるのは、享保二年十二月、將軍御鷹野御成の折、名主は羽織袴、家持は羽織立付、店借は袴を着け
ないで、土間に平伏するようにといふ御触⁽⁴⁸⁾であり、町内の者の着衣による差別化が明確であったことである。町内の
祝儀についても、前記「伊勢町元享間記」によつても、地主替銀四〇匁に比べ、家守替銀七匁五分で格段の差別があ
る。さらに前記のように、町内における奉加・勳化、祭礼経費の負担にも差別があった。つまり、町内における身分
格式・家格の上下の秩序があり、地主、家守、表店、裏店の差別があつて、祭礼行列のなかでも一見して識別でき
るようになっていたのである。前記、伊勢町の町内大寄合の席順がどのようであつたのか詳らかでないが、家守が月行
事を勤めていても、町内の地主（家持）に敬意を表さなければならなかつたであらう。

江戸の町内は、そうした町内の秩序のもとで、家持・家守のみが、限定された町内自治の範囲のなかで、町内の運
営を行なつていた、という在り様、特質を有しながら、他方、山王神田両祭礼に、家持、家守から選出された祭行事
の差配によつて、他所の者、裏店の者、抱の者、薦の者、芸人、女性などをも祭礼行列に加えて華麗な祝祭とするよ
うな特質ももつていたのである。町内の特定の家々の男性のみが祭礼に参加するというような、閉鎖的な特質を有す
るような社会ではなかつたと考えられる。つまり、江戸の町内は、地主に雇われていた家主（家守）が、町内の月行
事、祭礼組の祭行事などを勤めるような、家守の町中⁽⁴⁹⁾ともいわれるような、在り様、特質を有する社会であり、それ
が、山王神田両祭礼の様相のなかに顕現していた、といえよう。

註

(1) 後藤新平氏「江戸の自治制」(一九二二年 二松堂書店)。吉田伸之氏「江戸南伝馬町二丁目他三町の町制機構と住民」

- (1) 「論集きんせい」2 一九七九年、「近世巨大都市の社会構造」一九九一年 東京大学出版会、「都市社会の変容」(井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利兼氏編「日本歴史大系」3 近世 第二編第四章第一節「近世都市の展開」一九八八年 山川出版社)。松本四郎氏「江戸の町方組織」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦氏編「講座・日本の封建都市」第二卷一九八三年 文一総合出版)。乾宏巳氏「江戸の町共同体―町礼をめぐる―」(西山松之助先生古稀記念会編「江戸の民衆と社会」一九八五年 吉川弘文館)。伊藤好一氏「江戸町入用の構成」(同書)。加藤貴氏「江戸の町法」(「比較都市史研究」一一―一九九二年)。久留島浩氏「祭礼の空間構造」(高橋康夫・吉田伸之氏編「日本都市史入門」I 空間 一九八九年 東京大学出版会)。岩淵令治氏「近世中・後期江戸の『家守の町中』の実像」(五味文彦・吉田伸之氏編「都市と商人・芸能民―中世から近世へ―」一九九三年 山川出版社)。「江戸地主の家守支配の基調―地主の『家』と家守の家―」(関東近世史研究)35 一九九三年)。なお、片岡比佐子氏執筆「江戸住宅事情」にも叙述されている(東京都公文書館編「都市紀要34 江戸住宅事情」一九九〇年 東京都情報連絡室情報公開部都民情報課)。
- (2) 「伊勢町元享間記」(早川純三郎氏編「鼠璞十種」第二所収 一九一六年 国書刊行会)。以下特記しない限りこの記録による。
- (3) 藤田理兵衛「増補江戸惣鹿子名所大全」巻の五(江戸双書刊行会編「江戸叢書」巻之四所収 一九六四年 名著刊行会)。
- (4) 鈴木策三「朝倉治彦氏校註「江戸名所図会」七八頁、一九六六年 角川書店)。
- (5) 中村静夫氏編「江戸之下町復元図 時代嘉永」(国立歴史民俗博物館研究報告)一三三集 共同研究「近世都市江戸町方の研究」一九八九年)。
- (6) 前掲加藤貴氏「江戸の町法」。氏は、「定例の町中惣寄合は、元禄―享保期の伊勢町の例では、年に一回四月に開催されており、そこでは新地主・家主の披露が行われるというように儀礼的な性格が強かった。この他に評議すべき事柄があれば、臨時の寄合が開催されている」と、伊勢町の寄合について触れておられる。
- (7) 辻達也氏校訂「撰要類集」第一 一四七―一四九頁(一九六七年 続群書類促進完成会)。
- (8) 安政六年正月の銭札、文久三年十月「御触帳」(新宿歴史博物館常設展示図録 三〇・三一頁 一九八九年)。吉田伸之氏「表店と裏店―商人の社会・民衆の世界」(同氏編「日本の近世」第九卷 都市の時代 一九九二年 中央公論社)。水野為長の「よしの冊子」十六の寛政三年の記事に、「御触御書付、町々ニても自身番所ニて寄合見候計」とあり、自身番所での寄

合の様子が知られる（安藤菊二氏編「風俗世相篇三」、『隨筆百花苑』第九卷所収 一九八一年 中央公論社）。鈴木業三・小池章太郎氏編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第六卷 四九三頁（一九八九年 三一書房）に、安政二年四月、駒込片町の「町内家主、根津権現祭礼之事ニ付、奇合可致と自身番を明ヶ見候処」番人が殺害されていた、ということを書き記している。こうした奇合は、水茶屋における町内大奇合とは、その機能を異にしていたといえよう。

(9) 岩淵令治氏前掲『近世中・後期江戸の「家守の町中」の実像』。

(10) 中田易直氏『三井高利』一五三頁―一七七頁（一九五九年 吉川弘文館）。

(11) 北島正元氏編『江戸商業と伊勢店―木綿問屋長谷川家の経営を中心として―』一六七―二〇六頁（一九六二年 吉川弘文館）。

(12) 進士慶幹氏「家守杖」と江戸の大屋（『石田・和田・龍・山中四先生 頌寿記念史学論集』所収 一九六二年 日本大学史学会頌寿記念論文集刊行委員会）に、家守の役割について説明されている。吉田伸之氏は、家守が町中の運営を行なうようになって指摘され（家守の町中）、岩淵令治氏は、家守の町中とその変容を探り上げておられる。「家守杖」（三田村篤魚氏校訂『未刊隨筆百種』第十二所収 一九二八年 米山堂）には、家守は町用店中の事のみを第一に励むべきことを説いている。文化二年の「角力め組薦人足一條」（同 第十六所収）に、芝神明境内における喧嘩に、町内の数多くの者を動員した関係町々の家主が、寺社奉行所への請証文に請印しており、安政四年、惣市中の名主が、地主惣代、家主惣代とともに、町奉行所で火の元守方・町入用軽減方について申渡を受けている（喜多村信節「き、のまに」『続篇冬 同 第十一所収』のように、家守の役割は大きなものであった。なお、安政四年の写本「町役心得」（筆者研究室蔵）は大部分「家守杖」であり、「家守杖」をもって「町役心得」としている。

(13) 『天下祭』（東京市史外篇第四）九一頁に、神田祭が城内に初めて入ったのは、「武江年表」に元禄元年としているが、「徳川実紀」に初めてみえるのは宝永三年のことである、とし、一五三頁に、祭列が伊勢町河岸通りを通ることを述べている。町奉行所の市中取締掛は、「市中取締続類集 山王・神田明神両祭礼之部 一ノ一」（国立国会図書館蔵）に収める安政五年の「山王神田祭礼起立年月書留」に、元禄元年九月十五日の神田明神祭礼行列を桂昌院が初めて見物した折、祭礼行列は一つ橋御門から入り常盤橋御門を出たことを記し、その出典を「寛文十二年御用寛帳書抜」としている。この年七月、大伝馬町名主馬込勘解由が、神主所持の書面に記されているとして、元禄元年に御城内へ初て祭礼行列が入ったと申し上げた

- ことも録している。「伊勢町元享間記」にみえる宝永元年九月の記事は、この年に神田明神の祭祀行列が江戸城に入っていたことを示すものようであるが、いずれにしても道淨橋を渡っていたことを明示している。
- (14) 前掲「増補江戸惣鹿子名所大全」巻の二(「江戸叢書」巻之三所収)の「山王神事作物次第」に、一番から四六番の作物と各番の町名をあげる。
- (15) 「撰要永久録之内公用留 卷之七」(東京都公文書館所蔵)。片倉比佐子氏執筆「都市紀要二十八 元禄の町」六七頁(一九八一年 東京都)。
- (16) 斎藤月岑著、朝倉治彦氏校注「東都歳事記」2 一一二―一一四頁(一九七〇年 平凡社)。
- (17) 同書 一五四頁。同書 八八頁、九六頁、一〇五頁。
- (18) 前掲「近世庶民生活史料 藤岡屋日記」第一卷一一―一二頁。この辰巳屋惣兵衛についての同様の記事が、大田南畝の「一話一言」巻二九(浜田義一郎氏編「大田南畝全集」第一四卷所収 一九八七年 岩波書店)にもみえる。なお、水野為長の「よしの冊子」十二(前掲安藤菊二氏編「風俗世相篇三」)寛政元年の記事によれば、九月の神田明神の祭祀に、「兩番の御旗本一人はやし方ニ出候処、上覽所ニて冠り物を取られ候由」「一番組の御徒一人、平日はやし方を上手ニ仕り候ニ付、堪へかね、去九月明神祭祀之節、屋台のはやし方ニ出候処、相しれ御暇出候よし」と、旗本もひそかに加わっていたことが知られる。
- (19) 文久二年六月「小網町壱丁目外三ヶ町分 踊子供店鞆固衣裳書上」(「市中取締統類集 山王祭祀之部 一ノ五」所収 国立国会図書館所蔵)より作成。
- (20) 文久元年九月七日「十九番 神田多町二丁目 附祭踊子供芸人鞆固之者衣裳書付」(「市中取締統類集 山王祭祀之部 一ノ四」所収 同館所蔵)。
- (21) 三田村鳶魚氏「天下祭」(森鏡三・野間光辰・朝倉治彦氏編「三田村鳶魚全集」第九卷所収 一九七六年 中央公論社)。
西山松之助氏は、「江戸の町名主斎藤月岑」(同氏編「江戸町人の研究」第四卷 一九七九年 吉川弘文館)のなかで、神田明神祭祀の附祭り当番町の人形の注文、芸人の当番町への売込みなどについて述べておられる。なお、「寛保延享江府風俗志」(「続日本随筆大成」別巻 近世風俗見聞集3所収 一九八二年 吉川弘文館)に、娘に踊を習わせて附祭に出していたことが記されている。

- (22) 前掲『藤岡屋日記』第一卷 一六三頁。
- (23) 大郷良則「庚寅漫録」第十編(「統道懸塗説」)第十編 前掲「鼠璞十種」第二所収。
- (24) 前掲『藤岡屋日記』第一卷 一五七頁。三田村篤魚氏は、前掲「天下祭」のなかで、大奥の内意を受けた町年寄が、祭礼区域でない町内へも附祭を命じたことがある、と述べておられる。また、「神田まつり(同書所収)」に、文政六年の神田明神御雇祭の企画・請負の仕様帳を紹介しておられる。附祭も同様の企画・請負の業者がいたのであろう。なお、前掲喜多村信節の「き、のまにくく」に、文政十年九月、「神田祭礼御雇祭止み、附祭十六ヶ処ニ成、御雇祭と称せし物有し程ハ、其壮麗なる事、一組ニも女芸者三十人余も出たり」とみえる。
- (25) 元文四年六月「山王御祭礼当日太神楽品玉師上覽所江差出候儀御内意奉伺候書付」、「人馬乗之儀ニ付申上候書付」、「曲馬乗、人馬乗人数書付」、「曲馬乗、人馬乗番附」、「曲馬、人馬之もの共江被下物之儀奉伺候書付」(「享保撰要類集 十四上ノ上」国立国会図書館所蔵)。
- (26) 安永五年六月「山王御祭礼練物之内江白猿并芸猿組入差出候儀申上候書付」(「明和撰要集 十二上」同館所蔵)。
- (27) 前掲「天下祭」一八八―一九一頁。『日枝神社史 全』九六四―九六七頁(一九七九年 日枝神社御鎮座五百年奉賛会)。なお、御雇太神楽については、その後天明八年(二七八八)六月、それを差出した弥左衛門町など六カ町に対し、金十兩を下げ渡している(『東京市史稿』産業篇三十二 一九〇―一九七頁)。
- (28) 安永八年八月「太神楽・鞠之曲来月十五日神田明神祭礼之節差出可申哉之儀奉伺候御書付」(前掲「明和撰要集 十二下」)。
- (29) 嘉永元年六月「高砂町外四ヶ町附祭衣裳届」(前掲「市中取締類集 山王祭礼之部 一ノ一」)。なお、これより一世紀遡った宝暦頃の衣裳について、大田南畝の「二話一言」巻二十五(前掲「大田南畝全集 第二三巻」)に、「祭礼に男の警固として出し形粧は、女のもとより模様のある麻のかたびらを借着して、其比はやりし白き縮緬の手細の腰帯をしめ、杖の上に纏物の包袱をつけてつき出し也、新に衣を製する事なし、予がおさなかりし時に見し市谷八幡、牛込赤城明神、穴八幡の祭など、みなかくのごとし。神田山王の祭といへども今の世のごとき美服はなし。宝永祭りは見事なものと世にうたひものせし祭さへ、数寄屋町の仕様帳をみれば、黒き袖の小袖にて、祭のだしといふもの、飾にも茜染の木綿あり、その比の質朴思ひやらる」とみえる。

(30) 前掲『藤岡屋日記』第五卷 一二四頁。

- (31) 「類集撰要 三十二 神事」(国立国会図書館所蔵)
- (32) 前掲喜多村信節「き、のまに〜」。この時、当番町は、十一番組の名主齋藤月岑らが茶屋山吹に寄合つて蘭引をした結果、雑子町、岩井町、佐久間町の三カ所となつた(前掲西山松之助氏「江戸の町名主齋藤月岑」)。
- (33) 「類集撰要九 町法改正一件 上」(国立国会図書館所蔵)、「東京市史稿」産業篇第三十五 八八一頁(一九九一年)、「類集撰要」三十二 神事、「東京市史稿」市街篇第三十五 五六五―五六七頁(一九四〇年)。なお、天保十三年(一八四二)の榊藤左衛門の「山王御祭礼附祭小間割高之儀申上候書付」(天保十三寅年六月、山王祭礼一件)、「南撰要類集 第十九ノ三」収録、国立国会図書館所蔵)によれば、寛政の町法改正の折の山王神田両祭礼の附祭それぞれ三つの経費、それぞれの総間数、小間割額について記し、この年の山王祭礼附祭の世話番三カ所へ、金七六兩ずつ、集高二二八兩とすべく、名主に申し聞かせた旨、申し上げている。こうした分が、小間集め町入用金に該当するのである。なお、「市中取締類集 身分取扱・祭礼部一」(東京大学史料編纂所編「大日本近世史料 市中取締類集十七」所収 一九八五年 東京大学出版会)の「来戌六月山王祭礼之節銀座四丁分新規出し印差出申度儀ニ付奉候書付」によれば、当時、同額の惣町惣小間割が実施されていたこと、銀座四カ町の家持・家主が寄合相談して、附祭新規出し印一本増を願出し、その経費二四五兩を表店・横町店・新道店・裏店の者にも割付しようとしていたこと、が知られる。
- (34) 文久元年九月「式拾壹番 神田堅大工町 神田明神附祭芸人共家主店警固其外共衣裳書上」(前掲「市中取締類集 山王祭礼之部 一ノ四」)。
- (35) 前掲「藤岡屋日記」第四卷 四七六―四八〇頁。
- (36) 池上彰彦氏「江戸火消制度の成立と展開」(西山松之助氏編「江戸町人の研究」第五卷所収 一九七八年 吉川弘文館)。
- (37) 文化五年の「夢の浮橋附録」(「燕石十種」第二 一九〇八年 国書刊行会)にみえる深川富岡八幡宮の祭礼図のなかの「傍示杭井腰掛」の図に、田舎娘のこしらえの二〇人ばかりは「あたりの芸者なるよし」とあり、また、姫君と御供の図にも「女子皆きりやうよきを揃たれば見事〜」とある。「日本庶民生活史料集成」第二十二卷(谷川健一氏編 一九七九年 三一書房)に収録されている文政六年の「三社権現御祭礼番附」、文化三年の「亀戸天満宮御祭礼番附」、文化五年の「赤城大明神御祭礼番附」、享和二年の「小白川御祭礼」番附にも女性がみえる。ほかには、安永八年の尾張鳴海祭礼図に「女丈夫ちからもち」や小娘が描かれており、多くの祭礼図を収録する「江戸時代図誌」全二七卷(児玉幸多・芳賀登氏編、一

- 九七五—一九七八年 筑摩書房)のなかの「中山道 一」収録の川越氷川神社祭礼絵巻に女兒の踊子が描かれている。なお、この文政九年の同社の祭礼絵巻について、久留島浩氏の前掲「祭礼の空間構造」に興味深い分析がある。文久元年「宇都宮二荒山祭礼図繪」(同社蔵)の遺物に女性が見える。一九九五年秋の四日市市立博物館特別展図録「祭礼・山車・風流—近世都市祭礼の文化史—」収録の「わかまつり絵巻」(和歌山東照宮祭礼)の「すわひ」(女僧)「れんしゃく」(連尺)「しほ汲」(汐汲)「飾花」、崎陽諏方明神祭祀図の女兒の付添、広嶺神社祭礼絵巻の女兒の付添に女性が見える。名古屋東照宮祭礼の図(「張州雜誌」)の熊野比丘尼練物の比丘尼は女性であろうか、また小比丘尼は女兒であろうか。伊予吉田の八幡宮祭礼絵巻写(「吉田町誌」上巻口絵 一九七一年)に、遺物の子供の付添のなかに女性が描かれている。このような事例があるけれども、江戸のように女性が出る祭礼行列は数少ない。
- (38) 前掲「天下祭」九八頁、一五六頁。前掲「藤岡屋日記」第六卷 五八六頁、第七卷 二三八—三三九頁。
- (39) 石井良助・服藤弘司氏編「幕末御触書集成」第五卷 二六九頁(一九九四年 岩波書店)。前掲「藤岡屋日記」第八卷 五六一頁、五六六頁。
- (40) 前掲「藤岡屋日記」第七卷 二三八—三三九頁。
- (41) (42) 前掲「市中取締続類集 山王祭礼之部 二ノ一」。なお、遡って安永五年、三四組の西紺屋町など三カ町が、山王祭礼の練物を「去九月類焼有之候ニ付、再三以書付、御免相願」ったが、「外之障にも相成」という理由で、町奉行所からの許可を受けていない(前掲「明和撰要集 十二上」。天明三年(一七八三)、神田の雉子町の名主・月行事が、この年の神田明神祭礼附祭について、米高直で町内困窮、そのため地代・店賃を集金できない家持も困窮していることを訴えて、御免願を出している(前掲「類集撰要三十一 神事」)。
- (43) 乾宏巳氏は、江戸の町は、町を単位とする共同体結合が弱い(前掲「江戸の町共同体—町礼をめぐる—」)と考えられるのに対し、加藤貴氏は、町の結合はむしろ強かった(前掲「江戸の町法」)と主張されている。さらに各地の事例を検討する必要がある。
- (44) 久留島浩氏前掲「祭礼の空間構造」。
- (45) 前掲吉田伸之氏「表店と裏店—商人の社会、民衆の世界」。
- (46) 柳溪河内全節「麴街略誌稿」(前掲「鼠環十種」第二所収)。

(47) 『神田明神祭礼絵巻 天・地・人』(一九七四年 神田神社社務所)。

(48) 近世史料研究会編『正宝事録』第二卷 七〇～七一頁。前掲『伊勢町元享間記』(前掲『鼠璞十種』第一 四六五～四六六頁)。

(49) 前掲吉田伸之氏『都市社会の変容』、岩渕令治氏『近世中・後期江戸の『家守の町中』の実像』。塚田孝氏執筆「下層民の世界」(朝尾直弘氏編『日本の近世』7 身分と格式 二五六～二六二頁 一九九二年 中央公論社)

註(37)の追記 宇野日出生氏から、山路興造氏「祇園祭りの鉾と女性」(『女性史学』第3号 一九九三年)について御示教を得た。山路氏は、京都国立博物館寄託の江戸初頭の「洛中洛外図屏風」の鉾に多くの女性が乗っていることを紹介され、舞車(曲舞車)と剣鉾がドッキングして鉾となり、女曲舞が稚児曲舞となつて、鉾の舞台の神聖視、稚児の神格化が進むにつれて、女性が鉾に乗らなくなつたとされる。氏は、神聖視と女性排除を江戸中期以降と考えておられる。しかしながら師が挙げられる絵にみえるのは、女児であろう。なお、その時期、一方で神輿洗の日、神輿迎の迎提灯、祇園町・富永町の芸妓らによる練もの作りものが出るようになる。江戸の祭礼行列の附祭という風流に多くの女性が出ると、何らかの関連があるのであろうか。